

摂 津 市 議 会

文教常任委員会記録

平成28年11月15日

摂 津 市 議 会

目 次

文教常任委員会

11月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 -----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
補足説明（教育総務部長、次世代育成部長） 質疑（水谷毅委員、安藤薫委員）	
散会の宣告 -----	55

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年11月15日（火）午前10時 開会
午後 3時44分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 市来賢太郎 副委員長 東 久美子 委員 安藤 薫
委員 水谷 毅 委員 渡辺 慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 同部参事 東角泰典
総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
生涯学習課長 柳瀬哲宏 同課長代理 伊部貴雄
次世代育成部長 前馬晋策 同部参事兼こども教育課長 小林寿弘
学校教育課長 野本憲宏 同課参事 奥野友紀
教育支援課長 撰田裕美

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 橋本英樹 同局書記 渡部真也

1. 審査案件

認定第1号 平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時 開会)

○市来賢太郎委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

お忙しいところ、本日は文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

さきの役員改選で両正副委員長様にはご就任おめでとうでございます。また1年間、何かとお世話をかけますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成27年度の決算についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一旦、退席をさせていただきます。

○市来賢太郎委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

暫時休憩します

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山本教育総務部長。

○山本教育総務部長 おはようございます。

まず、教育委員会事務局にかかわります内容につきまして、ご説明をいたします。

委員各位もご存じのように、市全体の組織の見直しにあわせまして、教育委員会事務局におきましても平成28年4月1日に組織の改正がございました。そのため、今回の決算の内容説明は、現在、所管をい

たしております部署にて補足説明をさせていただき、ご質問への対応も同様とさせていただきます。そのため、平成27年度決算書及び決算概要の記載部署と対応する部署が異なる場合がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、教育総務部が所管しております事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

30ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金は、通所給付費負担金などでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1民生使用料は、市立児童発達支援センター用地使用料でございます。

32ページから34ページ、目6教育使用料は、学校施設等使用料、学童保育室保育料、公民館使用料などでございます。

36ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、通所支援等負担金、児童手当負担金、児童扶養手当負担金などでございます。

38ページから40ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、児童虐待防止対策支援事業補助金、ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金でございます。

40ページから42ページ、目5教育費国庫補助金は、鳥飼小学校、第一・第二・第四中学校の耐震補強等工事に係る学校施設環境改善交付金、千里丘公民館の耐震補強工事に係る社会資本整備総合交付金などでございます。

42ページ、款15府支出金、項1府負担金、目1民生費府負担金は、通所支援等負担金、児童手当負担金などでございます。

44ページから46ページ、項2府補助金、目2民生費府補助金は、大阪府新子育て支援交付金、ひとり親家庭及び子ども医療費補助金などでございます。

48ページ、目8教育費府補助金は、わくわく広場などに対する教育コミュニティづくり推進事業費補助金でございます。

52ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、子育て支援課に係る一般寄附金でございます。

54ページ、款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1奨学資金貸付金元利収入は、奨学資金貸付金の償還金でございます。

56ページから62ページ、項4雑入、目2雑入は、市史売却収入、学校給食費負担金、ひとり親家庭及び子ども医療費返還金、チャレンジャークラブ参加負担金などでございます。

次に、歳出に移らせていただきます。

まず、総務費についてご説明をいたします。

70ページから76ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、市史編さん委員及び嘱託員の報酬、市史編さん資料の撮影等に係る業務委託料などでございます。

次に、民生費についてご説明をいたします。

118ページから120ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、市立児童センター及び市立児童発達支援センターの運営委託料、つどいの広場に対する地域子育て支援拠点事業補助金、児童発達支援事業等に係る通所給付費などでございます。

120ページから122ページ、目2児童措置費は、児童手当及び児童扶養手当の扶助費などでございます。

122ページから124ページ、目3児童福祉施設費は、市立保育所の管理運営に係る経費で、給食に係る賄材料費、維持管理に必要な修繕料、委託料などでございます。

124ページ、目4ひとり親家庭福祉費は、ひとり親家庭の自立支援に係る経費でございます。

目5子ども医療助成費は、子どもに対する医療費助成に要した経費でございます。

目6ひとり親家庭医療助成費は、ひとり親家庭に対する医療費助成に要した経費でございます。

次に、教育費に移らせていただきます。

172ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員に係る経費でございます。

同ページから176ページ、目2事務局費は、教育委員会事務局の運営全般に係る経費で、校務補助嘱託員の賃金、個人登録をされている小学校・幼稚園の受付員の報酬、通学路の安全対策のための交通専従員業務委託料、団体登録をされている小学校・幼稚園の受付員の委託料、私立高等学校等学習支援金などでございます。

180ページから184ページ、項2小学校費、目1学校管理費は、小学校10校の学校運営のための消耗品、光熱水費、備品購入費などの経費、施設の維持管理のための委託点検経費、また施設や設備の維持補修のための経費などでございます。

184ページ、目2教育振興費は、卒業記念品の購入費、要保護及び準要保護児童に対する扶助費などでございます。

目3保健衛生費は、学校医等に対する報酬、児童・教職員に対する各種健康診断委託料、学校管理下における児童の災害に対応するための日本スポーツ振興センター

負担金、要保護及び準要保護児童に対する医療費扶助などがございます。

186ページ、目4 学校給食費は、非常勤の給食調理員の賃金、給食の賄材料費、給食調理業務に係る委託料、準要保護児童に対する給食費扶助などがございます。

目5 支援学級費は、小学校の支援学級の運営経費でございます。

目6 建設事業費は、鳥飼小学校校舎に係る耐震補強等工事に要した経費などがございます。

同ページから188ページ、項3 中学校費、目1 学校管理費は、中学校5校の管理運営のための消耗品、光熱水費、備品購入費などの経費、学校の維持管理のための委託点検経費、また施設や設備の維持補修のための経費などがございます。

188ページから190ページ、目2 教育振興費は、卒業記念品の購入費や、要保護及び準要保護生徒に対する扶助費などがございます。

190ページ、目3 保健衛生費は、学校医等に対する報酬、生徒・教職員に対する各種健康診断委託料、日本スポーツ振興センター負担金などがございます。

目4 学校給食費は、中学校給食に係る経費でございます。

同ページから192ページ、目5 支援学級費は、中学校の支援学級の運営経費でございます。

192ページ、目6 建設事業費は、第一・第二・第四中学校校舎に係る耐震補強等工事に要した経費などがございます。

同ページから194ページ、項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費は、幼稚園3園の施設維持管理などに係る修繕料、保守点検経費などがございます。

194ページから196ページ、項5 社

会教育費、目1 社会教育総務費は、社会教育委員報酬など、社会教育の一般事務に係る経費でございます。

196ページから200ページ、目3 青少年対策費は、青少年指導員の報酬、こどもフェスティバル、学童保育室及び放課後子ども教室の運営に係る経費などがございます。

200ページ、目5 公民教育費は、せっつ生涯学習大学や生涯学習フェスティバルに係る経費などがございます。

同ページから202ページ、目4 公民館費は、公民館6館の管理運営のための嘱託員報酬、消耗品、光熱水費、備品購入費などの経費、施設や設備の維持補修のための経費、千里丘公民館耐震補強等工事費などがございます。

202ページ、目6 文化財保護費は、文化財保護審議会委員報酬などがございます。

項6 図書館費、目1 図書館総務費は、摂津市民図書館等協議会委員報酬などがございます。

同ページから204ページ、目2 図書館管理費は、市民図書館及び鳥飼図書センターの管理運営に係る経費でございます。

以上、教育総務部の所管いたしております平成27年度一般会計歳入歳出決算内容の補足説明とさせていただきます。

○市来賢太郎委員長 前馬次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 おはようございます。

それでは、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち次世代育成部が所管しております事項につきまして、決算書に従い、その主なものについて補足説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、決算書の30ページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金は、認可保育所保育料でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1児童福祉施設使用料は、市内保育所敷地内の関西電力電柱及び支線の用地占用料及び子育て総合支援センター遊戯室使用料でございます。

32ページ、目6教育使用料、節4幼稚園保育料は、市立幼稚園保育料でございます。

36ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金は、民間保育所等の運営に対する教育保育給付費負担金でございます。

38ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金は、延長保育事業や一時預かり事業等に対する子ども・子育て支援交付金、民間保育園が行う保育士宿舍借上事業等に対する保育対策総合支援事業費補助金、保育の質の向上を図るための研修に対する子ども・子育て支援体制整備総合事業費国庫補助金でございます。

40ページ、目5教育費国庫補助金、節3幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園在園児の保護者に対する補助金でございます。

42ページ、款15府支出金、項1府負担金、目1民生費府負担金、節2児童福祉費負担金は、民間保育所等の運営に対する教育・保育給付費負担金でございます。

44ページ、項2府補助金、目2民生費府補助金、節4児童福祉費補助金は、延長保育事業や一時預かり事業等に対する子

ども・子育て支援交付金、保育所分園整備に係る大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金、地域児童福祉事業等調査に係る調査表作成事務に対する庁費交付金でございます。

46ページ、節12権限移譲交付金は、認可外保育施設に関する事務に対する交付金でございます。

48ページ、目8教育費府補助金、節1スクールガード・リーダー配置事業補助金は、小学校の通学路の安全確保へ向けた指導を行うスクールガード・リーダーの配置に対する補助金、節3スクール・エンパワーメント推進事業費補助金は、学力向上のための学習サポーター派遣に対する補助金、節4教育支援体制整備事業費補助金は、特別の教育課程による日本語指導の充実に対する補助金でございます。

50ページ、項3委託金、目3教育費委託金、節1教育費委託金は、中学校区で取り組む道徳の授業研究や公開講座のための豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業委託金でございます。

同ページ、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入は、民間保育園に対しての建物貸し付けによるものでございます。

62ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、こども教育課分として保育所職員給食費負担金、保育所に係る児童主食費負担金、市立幼稚園預かり保育利用料などでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書の118ページをお開きください。118ページからの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の主なもの、子ども・子育て会議委員報酬、保育

所民営化にかかる事業者選定委員報酬、民間保育所等に対する教育・保育給付費負担金などでございます。

122ページからの目3児童福祉施設費の主なものは、市立保育所の施設管理運営に係る経費、子育て総合支援センター遊戯室開放委託料などでございます。

174ページ、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、障害児介助員や障害児等支援員の賃金などでございます。

176ページからの目3教育センター費の主なものは、不登校や教育相談に対応する教育指導嘱託員の報酬及び発達検査を実施する心理判定員、不登校傾向にある児童・生徒への支援を行うさわやかフレンドの報償費、教育センターの維持管理に伴う光熱水費や委託料などでございます。

178ページからの目4教育指導費の主なものは、経験の浅い教職員の巡回指導を行う学校教育相談員に対する教育指導嘱託員報酬、小・中学校に配置いたしております学級補助員や学校読書活動推進サポーター、家庭教育相談員の賃金、学習サポーターや学力向上支援員、外国語活動支援員の報償費、国際理解教育のための小・中学校の英語指導助手派遣、小学2年生から6年生を対象に実施いたしております学力定着度調査、特別支援教育推進のための巡回相談や教員研修の委託料、研究委嘱学校園及び教育関係団体等への補助金などでございます。

180ページ、目5教育推進費の主なものは、中国帰国子女等への日本語指導や土曜つながり推進事業における指導員の配置に要する報償費などでございます。

同ページ、目6人権教育指導費の主なものは、教員を対象とした人権教育研修会の講師への報償金などでございます。

同ページからの項2小学校費、目1学校管理費及び186ページからの項3中学校費、目1学校管理費は、小・中学校のパソコン附属備品及び教育用ソフト購入に要する消耗品費、コンピューター教室に配置いたしておりますパソコン等の修繕料などでございます。

192ページからの項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、市立幼稚園及び、べふこども園の管理運営に係る経費などでございます。

194ページ、目2教育振興費は、私立幼稚園保護者に対する就園奨励費補助金及び園児保護者補助金でございます。

以上、次世代育成部の所管いたします平成27年度一般会計歳入歳出決算内容の補足説明とさせていただきます。

○市来賢太郎委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、所管ごとに十数点ご質問させていただきたいと思います。

まずは総務課でございますけれども、主に決算概要を中心にご質問いたします。

決算概要の130ページ、安全対策事業といたしまして、中学校のオートロック等の工事であると思いますが、これで全ての中学校の工事が完了したのかどうか、お伺いしたいと思います。

続きまして、142ページ、146ページ、小・中学校の耐震補強等事業でございますけれども、工事に当たって学校内や周辺での事故や苦情はなかったのかどうか、お伺いします。

続きまして、146ページの中学校給食事業でございます、開設以来、間もなく1年半がたとうとしておりますけれども、喫食率は当初の目標値に比較してどうなの

か、教えていただきたいと思います。

また、事務報告書にもございますけれども、中学校教職員の喫食率についてはどうか、あわせてお伺いします。

続きまして、子育て支援課についてでございますけれども、150ページの学童保育事業でございます。学童保育の民営委託に関する部会が開催をされておりますけれども、その主な内容についてお伺いしたいと思います。

もう1点、事務報告書にございますが、学校によって学童保育の入室児童数に対する指導員の数が、入室児童数がほぼ同じである場合に、指導員数が5人の学校もあれば2人の学校もございますけれども、それはどういう違いがあるのかお教えてください。

続きまして、ファミリーサポートセンター運営事業についてでございます。決算概要の80ページにございますけれども、これは社会福祉協議会に運営委託が行われている内容だと思いますけれども、平成27年度における運営実績について教えていただきたいと思います。

続きまして、学校教育課でございます。決算概要134ページの教育指導研修事業で、自転車の交通安全教室の内容と取り組みについてお伺いしたいと思います。

続いて、134ページ、学校・家庭連携支援事業の内容と取り組みについて教えていただきたいと思います。

続いて、136ページ、学力向上推進事業は新規事業であったと思います。その内容と現在の成果についてお伺いします。

続きまして、140ページ、小学校教育用コンピューター事業でございます。今、パソコン教室のパソコン更新を進めているところですが、現在の進捗状況につ

いてお伺いしたいと思います。

続いて、こども教育課でございます。決算書、38ページ、歳入で児童福祉費補助金の中の保育対策総合支援事業補助金はどういう用途で活用されているのか、お伺いしたいと思います。

同じく決算書の120ページ、児童福祉総務費の保育士宿舎借上支援補助金は、保育士確保のためにどのように活用されているのか、お伺いします。

続いて、教育支援課でございますけれども、決算概要の134ページに教育相談事業は、不登校の対策にどういう動きをされているのか、また学校教育課所管の各種支援員との兼ね合いはどのようにされているのか、お伺いします。

続いて、136ページの特別支援教育推進事業でございます。その内容についてお伺いしたいと思います。

続きまして、生涯学習課でございます。154ページに公民館運営事業がございます。千里丘公民館の図書購入費が計上されておりますけれども、オープン以降の利用状況についてお伺いします。

続いて、156ページ、図書館運営事業でございます。図書館システム更新の費用が計上されておりますが、更新後のメリット、新たな図書購入費の計上について、図書館利用促進に向けた取り組みについてお伺いします。

以上、1回目を終わります。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、水谷委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の決算概要の130ページ、安全対策事業に係るご質問でございます。平成27年度に耐震補強等工事を実施させていただく中で、正門等のオートロック

の工事も同時にさせていただいております。

第一中学校、第二中学校で耐震補強工事を実施させていただきまして、全ての中学校のオートロック工事が完了したところでございます。

次に、2番目の決算概要の142ページ146ページ、小・中学校耐震補強等事業に係るご質問でございます。周辺での事故、苦情等があったのか、なかったのかという内容のご質問でございますけれども、耐震補強、また大規模改修工事を実施させていただく前には、必ず周辺自治会、PTA等も含めまして、安全について最大限配慮をするということで説明をさせていただいております。

また、工事が実際に始まりましたらガードマンをつけ、児童・生徒はもちろんのこと、学校に訪問いただく方についても、安全面で不安がないように対応をさせていただいたところでございます。

次に、3番目の質問でございます。中学校給食事業に係るご質問でございます。当初、平成27年6月からスタートした中学校給食事業でございますけれども、喫食率の目標率は30%を掲げてスタートいたしました。平成27年度の平均喫食率は、4.7%となっております。

事務報告書の305ページに中学校給食の延べ給食数、括弧書きで教職員の食数を書かせていただいております。教職員の喫食率は、先ほど申しました4.7%の中には入れさせていただいておりません。今、手元に教職員だけの喫食率についての数字は持ち合わせておりませんが、事務報告書に書かせていただいておりますとおり、第一中学校1,160食、第二中学校165食、第三中学校1,157食、

第四中学校329食、第五中学校1,181食の、合計3,992食を教職員全体で喫食いただきました。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず4点目、学童保育室の事業でございます。決算概要150ページ、学童保育事業で、民間委託の部会の開催内容ということでのご質問でございました。この件につきましては、第5次行政改革において、民間に委ねる方が経費的、サービス面ともに効果的な行政サービスについては民間委託を行うという方針に基づき検討を行ってきております。

これまで保護者の方、母子福祉会等から日常の学童保育室の保育時間の延長、また土曜日保育の毎週実施といった項目が要望として出されてきております。

学童保育検討部会を、これまで8月、9月及び10月にそれぞれ1回ずつ、計3回開催をしていただき、延長保育の実施や土曜日保育の毎週実施について、民間委託により経費面で一定効果が見込まれるということであるなら委託ということで結論をいただいているところでございます。

次に、同じく学童保育室の入室児童数と指導員との人数の関係というご質問でございました。本市におきましては、指導員の配置数につきましては一定基準を設けてきております。入室児童数と見合う指導員数というのを配置しているほか、支援が必要な子どもがいらっしゃる場合には、加配の指導員という形で配置をしてきているところでございます。

加配員の指導につきましては、子どもの状況に応じて1対1の対応から3対1の

対応もしているところでございます。この違いで、ほぼ同じ入室児童数であっても指導員数が異なっている場合がございます。

次に、質問5番目のファミリーサポートセンター運営事業についてのご質問でございます。ファミリーサポートセンターにつきましては、援助を必要としておられる会員、援助をする会員、それぞれが会員登録をしていただき、相互の援助を連絡調整するという事業でございます。

平成27年度、社会福祉協議会に委託をしており、平成27年度末では会員数としては267名が登録をしていただいております。

活動といたしましては、延べ243回の活動実績となっております、その主な内容は、幼稚園、保育所等の送り迎え、帰宅後の預かり、産前産後の補助などとなっております。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 それでは、学校教育課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、教育指導研修事業の自転車交通安全教室の内容でございます。これは、危険な自転車走行に伴う交通事故のスタントマンによる実演、危険性を疑似体験させる教育事業でございます。これらを実施することにより、中学生の自転車運転のルールやマナーの向上を図るためのものがございます。昨年度は、第二中学校と第五中学校の2校で実施しました。今年度の第三中学校の取り組みをもって、3年間で全ての中学校での取り組みが終了したところでございます。

続きまして、学校・家庭連携支援事業の内容でございます。児童・生徒の問題行動の背景には、子育てやしつけの方法がわからず悩みや不安を抱く、また経済的な理由

で子どもと十分にかかわることができないなど家庭環境に課題が見られる場合がございます。

そこで、各中学校区における小学校1校に家庭教育相談員を1名、週3日間配置し、子育てや悩みの不安を持つ家庭に対してのさまざまな支援、アドバイス等を行っているものでございます。

不登校、家庭でのしつけ等に関することでの保護者の不安を和らげ、学校での生活がよりよいものとなるように行うことができます。

続きまして、学力向上推進事業でございます。主な内容といたしましては、学習プリント採点等補助員、学力向上推進懇談会、保護者向けのリーフレットの配付、学力定着度調査の委託といったものでございます。

学習プリント採点等補助員につきましては、市内の小学校2校に1名ずつ、1日4時間勤務で、教材データベースというものを活用しまして、その印刷や採点等を行っております。

学力向上推進懇談会につきましては、学識者、また市民の方に委員として入っていただき、学力向上に向けてのさまざまなご意見、アドバイス等をいただき、市の学力向上の課題を改めて整理、改善に向けた取り組み等のご提案をいただいているところでございます。

保護者への啓発リーフレットにつきましては、昨年度、各長期の休みの前に、家庭から学校に伝えたい11の内容を1枚もののリーフレットにして配付をしたところでございます。

学力定着度調査につきましては、本市の小学校2年生から6年生に対しまして、国語、算数の学力調査を行い、そして小学校

1年生から6年生までに対して学習や生活の状況等を伺う調査を行いました。これらの結果を踏まえて、各学校の学力課題を改めて詳細に把握し、指導改善等に生かしているところでございます。

最後に、小学校のコンピューターにかかわるご質問に対してお答えいたします。現在、小学校に45台のタブレット型パソコンの導入工事を随時進めているところでございます。現在、パイロット校である鳥飼西小学校には設置工事が完了いたしましたので、既に活用が行える状況となっております。業者の方に来ていただき、取り扱いの説明、研修を行い、学校の中で順次取り組み等を進めていこうとしているところでございます。2学期中には全ての小学校に設置工事が完了し、3学期からは全ての学校で活用できる状況になる見込みでございます。

○市来賢太郎委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、子ども教育課にかかります2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、保育対策総合支援事業費補助金でございます。この補助金は地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育事業等の設置によります保育の受け皿の確保や、保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的としたものでございます。

平成27年度は、小規模保育改修等支援事業といたしまして、平成28年4月開所に向けました小規模保育事業所A型の開設に係る経費及び民間保育園が借り上げられる宿舎への保育士を入居させる場合、その経費の一部を補助いたします保育士

宿舎借上支援事業に係ります補助金でございます。

2点目の保育士宿舎借上支援補助金でございます。この補助金は、現在、保育士の不足といったところが課題となっておりまして、市内の民間保育園におきましても保育士の人材確保にさまざまな手法で努めておられるところでございます。

この補助金は、民間保育園が勤続5年以内の職員に、法人が借上契約をされました、例えば、賃貸マンション、アパートに保育士を入居させる場合、その経費に対しまして一部を補助させていただくものでございます。このことによりまして、民間保育園の安定的な保育士の確保の体制整備が図られるほか、子どもの受け入れ人数の増につながる、またひいては保育の質の向上にもつながるのではないかと考えているところでございます。

平成27年度は4園で4名の方にご利用いただきました。平成28年度は、現在のところ5園、9名の方のご利用となっているところでございます。

○市来賢太郎委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 教育支援課にかかわります質問に関しまして、ご答弁申し上げます。

まず一つ目、教育相談事業に関するご質問でございますが、この事業では保護者、児童・生徒、教職員に対しまして、不登校を初めとするさまざまな子育て等の問題に関して相談を行う事業でございます。教育指導嘱託員並びに臨床心理士を、この相談に対応するため配置しております。また、市費で小学校にも各1名、スクールカウンセラーを配置しております。

不登校に関しましての対策でございますが、それらのスクールカウンセラーや嘱

託員が、さまざまな相談に応じる対策を講じております。

また、学校教育課との連携でございますが、家庭教育相談員やＳＳＷなどと合同研修、あるいは不登校ワーキング、ＳＳＷとスクールカウンセラーの連絡会というものを持ちまして、市内の児童・生徒の登校の行き渋りや長期欠席の状況や情報共有を行い、関係機関につなぐ取り組みをしております。

続きまして、特別支援教育推進事業にかかわるご質問にお答えいたします。特別支援にかかわります教職員を対象に専門の研修を行っておりますが、実際、直接巡回しながら、支援学級に在籍している児童・生徒の指導の状況、見守り、あるいは支援の状況が適切なものであるかどうかという巡回指導を行うための委託を専門機関に行っております。

また、支援学級及び支援学校に就学の可能性のある幼稚園、保育所を巡回するために教育指導嘱託員を１名配置し、適切な就学につなげるための巡回相談を行っております。

○市来賢太郎委員長 伊部課長代理。

○伊部生涯学習課長代理 それでは、生涯学習課のうち公民館に係る部分につきまして答弁をさせていただきます。

千里丘公民館におきましては、耐震補強工事とともに、地元から要望のありました図書機能を持ったフロアを設置いたしました。一般書、児童書とあわせて４，７３３冊の蔵書がございます。

６月から１０月の貸し出し状況でございますが、貸出冊数が６，４２８冊、件数が１，８４８件でございます。今回の工事でロビーにエアコンも設置しまして、快適な読書活動の推進を図っております。

○市来賢太郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私から図書館に関しますご質問につきましてご答弁させていただきます。

平成２７年度に図書館コンピューターシステムの更新をさせていただきました。以前のシステムにつきましては約１０年間、システムの更新が行われていない状況で、特にインターネットを利用することに関するシステムの部分が非常に弱かったのではないかと考えております。

こちらのシステムを更新することによりまして、最適化されたシステムとなっており、パソコンや携帯電話、またスマートフォンなどの利用者の利便性が非常に向上したものと考えております。

また、以前、本会議におきましてもご要望いただきました図書の貸し出しにおきまして、例えば、上巻、下巻があるようなもの、また１巻、２巻、３巻、４巻とそういったものを貸し出す際に、以前のシステムでございましたら先に下巻を貸し出ししてしまうというようなこともございましたが、この点につきましても順番に貸し出すことができる機能を追加させていただきまして、利用者から非常に好評をいただいております。

また、マークと言われます書籍の情報でございますが、単に本のタイトルだけではなく、その本がどういった内容なのかということの書籍情報がシステム上で付加されております。旧システムにつきましては、書籍情報も古く、情報量も少ないものがございましたが、今回のシステム更新にあわせまして、書籍情報を全て最新のもの、情報量の多いものに全て置きかえさせていただきまして、書籍の検索、また内容を見て興味を持たれて借りられるということ

につきましたの利便性の向上につながったと考えております。

また、管理する側におきましても、故障時の対応や停電時にシステムを停止せずに稼働させるというクラウドのメリットを生かすことで、システムの信頼性の向上を図っているものと考えております。

また、それらにあわせました図書館の利用促進につきましたは、システム導入にあわせた図書館の使いこなし講座であったり、また図書館ツアーの実施、図書館スタンプラリーの実施など、新たな取り組みを行っており、図書館の利用促進に努めているところでございます。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 学校教育課の安全対策事業で、全ての中学校で工事が完了をしたということでございますが、例えば、第二中学校とかのオートロックの門扉を見ますと、かなり堅牢な感じで、地域とその学校との壁みたいなものを少し感じる面もございすけれども、地域の反応であるとか、やむを得ず遅刻をしてこられる生徒に対する影響、対応についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、耐震補強事業について、これで全ての小・中学校の耐震工事が完了したというように考えますけれども、今後、学校施設の保全に関して、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、中学校の給食事業でございます。ご答弁にもありましたように、目標値30%について、今、4.7%ということでございすというところでご質問しているわけではないんですけれども、当初、働く親御さんが非常に助かるということで給食を目指して

きたと思います。それで、教職員の喫食率が学校によって非常に差があるということで、やっぱり喫食率向上のためには教職員の方も、無理やりとは申し上げませんが、積極的に利用していただけるように呼びかけていただきたいと思いますし、今後の喫食率の向上に向けて課題となっている点、また今後どのように工夫をして進めていこうと考えておられるのか。まだ、1年半という面もございすけれども、お答えしていただける範囲で教えていただきたいと思います。

続いて、子育て支援課の学童保育事業に関しまして、私も部会に何度か参加をさせていただきました。その中には、保護者の代表の方も参加をされておりましたけれども、今後、どう変わっていくんだろうかという不安を抱いている保護者の方もいらっしゃるということです。そういう意味で、このように目指していますというのを保護者の方にわかりやすいようにお伝えできる工夫をしていただきたいと思います。

当初、来年度からの民間委託ということで進めておられたと思うんですけども、現在の進捗についてお伺いしたいと思います。

また、今後の進め方等、費用的なメリット、サービスのメリットがあるのか、教えていただけたらと思います。

続いて、事務報告書にございました学童保育の指導員の数の差異について、支援を必要とする子どもがいらっしゃるかどうかによって加配があるということで理解できました。

今後、民営化するに当たっても、支援を要するさまざまな子どもがいらっしゃると思います。細かいルールづくりをして、適正な指導員の加配ができるように努め

ていただきたいことを要望としたいと思っています。

続きまして、ファミリーサポートセンターの件でございます。事業とか回数については理解できました。この事業が始まって10年以上が経過しようとしておりますけれども、登録会員数がここ数年の推移を見ますと十分伸びていないような気がいたします。その理由について、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

続きまして、学校教育課の教育指導研修事業については、自転車の交通安全教室、いわゆるスタントマンの研修だと思えます。現状、五つの中学校で巡回が終わったということでございますけれども、中学生から見まして非常にインパクトの強い研修でありますし、自転車事故も増えております。そういう意味で今後スタントマンの研修をどのように進めていこうと考えておられるのか、お伺いしたいと思っています。

続きまして、学校・家庭連携支援事業でございます。学校の教育現場に、たまにお伺いしますと、支援員がいらっしゃるということで、本当に助かるというお声も伺っております。

これらの情報を、スクールソーシャルワーカーとか、スクール・エンパワーメント支援員とかいろんな支援員がありますけれども、先ほど、ほかの課からもご答弁がありましたように、情報交換がしっかり行われているということで、それぞれが相乗的に力を発揮していただいて、教職員、児童・生徒・保護者に本当に喜ばれるように、いま以上に頑張っていただきたいことを要望とします。

続きまして、学力向上推進事業でございます。これは当初、教材データベースというのを導入し、プリント数を増やし、教職

員の負担を減らすというようにお伺いをしております。これらが、どのように効果的にあらわれて、今後どう進めていけばいいのかというのも、しっかり検討していただいて、有効的に進めていただきたいと思っています。要望とします。

それから、小学校の教育コンピューターでございますけれども、現在、パイロット校で導入を開始して、2学期中には導入を終え、3学期からは全ての中学校で新しいコンピューター、タブレットパソコンが利用できるということでお伺いしました。

問題は、これをどう有効活用していくことだと思います。そういう意味で教育用のソフトの充実であるとか、使う側のスキルの向上に努めていただきたいと思っています。

また、以前、導入されました液晶テレビが小学校にございますけれども、例えば、一番後ろの席から現状のテレビで映し出されたものが見えるのかどうかについても検証していただきたいです。今回、中学校での壁かけ型液晶プロジェクターというのも導入工事が、今、進んでおりますけれども、場合によっては小学校にもこういうプロジェクターを導入していただいて、ICT機器を通して魅力ある授業づくりに今後も努力していただきたいことを要望とします。

続きまして、こども教育課でございますけれども、保育対策総合支援事業補助金についてということで、現在、待機児童解消のために小規模のA型であるとか、努力をいただいていると思います。

また、予算措置が国、府であるのであれば、本会議の答弁でもいただきました市内の比較的あきがある保育園等に子どもを入園できるようにという取り組みの保育ステーション事業も早期に実現をして、待

機児童の解消に努めてほしいことを要望とします。

続いて、保育士宿舎借上支援補助金でありますけれども、例えば、建屋の充実であるとか、さまざまなことが待機児童解消にありますけれども、あとは保育士が十分に確保できるかどうか、これが最後のネックになってくると思います。そういう意味で、各種補助金を活用して、またそういう制度があるということをしっかりアピールをしていただいて、保育の待機児童の解消に努めていただきたいことを要望いたします。

続きまして、教育支援課についてでございますけれども、教育相談事業ということで、不登校の対策について、各種の支援員との取り組みについてよくわかりました。

合同研修であるとか、各役割の方々が力をあわせてしっかり取り組んでいただいているということで、今後とも必要であると思われたところには予算要望もしていただいて、充実していただきたいことを要望いたします。

続きまして、適応指導教室事業でございますけれども、いわゆるパルということで、支援を要する子どもへのバックアップということだと思います。ここ数年の動向を見まして、支援を要する子どもがどの程度いらっしゃるのか推移を簡単に教えていただけたらと思います。

続いて、生涯学習課の件でございます。公民館の運営事業ということで、千里丘公民館オープニングにも参加をさせていただき、入ってすぐに、雰囲気の良い明るい図書室ができたんじゃないかなと思いました。今後も、この件を参考にさせていただいて、他の図書施設に関しても充実ができるように力を注いでいただきたいことを要望いたします。

続きまして、図書館運営事業でございます。システムの変更後ということで、私も実際に検索し調べてみました。レスポンスも、そこそこよかったですし、内容もよかったんじゃないかなと思いますけれども、今後も使用者の意見も聞きながら充実をしていただきたいと思います。

図書館利用推進に向けた取り組みとして、今週土曜日にビブリオバトルも開催されるとお聞きしておりますけれども、しっかり成功できるように、また小・中学校でも開催できるように道筋をつけていただけたらと思います。

あと近隣市との連携ということで、吹田市千里丘図書館の利用も可能になっておりますけれども、今後、図書館の利用の広域化について、どのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 水谷委員からの総務課に係ります2回目の質問にご答弁させていただきます。

1 番目のオートロックについてのご質問でございますが、学校教育課から後ほどご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 番目のご質問の耐震補強工事につきましては、平成27年度で100%完了したところでございます。ただ、建築後30年以上たっております学校施設は、まだたくさんございますので、今後、老朽化対策が必要となってまいります。財政的な面もございまして、今後、国の交付金も活用しながら、また建築課、財政課等関係各課とも相談しながら、計画的に老朽化対策を進めてまいりたいと思っております。

次に、3 番目、中学校給食に係る2回目のご質問でございますが、先ほど事務報告

書に掲載させていただいております数字を述べさせていただいておりますけれども、やはり学校によって教職員の方の喫食数に少し差が出ているのも現状でございます。我々としてしましては、生徒はもとより、教職員の方にも一定食育の観点も含めまして、ご協力いただきたいということで、校長会や教頭会、さまざまな場でも協力をお願いさせていただいております。平成28年度は、教職員の喫食が少ない学校にお試し試食という形で実施させていただきまして、多くの教職員の方にも食べていただいております。

そのような中で、またクラスの担任の先生、家庭科の先生等を通じまして、中学校給食を勧めていただければというように事務局としても考えております。

今後の課題、工夫をどのように考えておるかというご質問についてでございますけれども、昨年の10月から11月にかけて、生徒、保護者、教職員の方を対象にアンケートを実施させていただいております。その当時のアンケートで申しますと、95%以上の生徒の方が家庭からのお弁当を持ってきたいただいているということで、残りの5%弱の生徒の方に対して、我々はアプローチをしていかなければいけないというように考えております。

毎月に、事務局の栄養士、学校に配置されております栄養職員と献立反省会議を開催し、メニューの改善も実施させていただいております。また、今年度は生徒の方から、直接、リクエスト料理の募集もかけさせていただいております。いろいろと課題はございますけれども、このような形で、改善させていただいております。

喫食率は、まだ芳しくない状況は続いておりますけれども、もう一つの指標といた

しまして、利用登録率が挙げられると思います。平成27年度で申しますと、56%の方に登録をいただいておりますけれども、この利用登録も少し伸び悩んでいるのも現状でございます。まだ、食べていただいている生徒の方、保護者の方にも、今後、積極的に説明会や試食会の場でアピールしていくことで、地道に進めてまいりたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、学童保育室の民間委託の内容につきましてでございます。

委員からございましたように、学童保育検討部会におきまして、一定方向性が出てまいりました。今後は、子ども・子育て会議の全体会議の場でも意見をまとめたいただき、市としての方針決定という流れを考えているところでございます。

サービス向上をできるだけ早くという思いもございまして、委員からございましたように、保護者への説明も十分にしていかなければならないと考えております。それも踏まえて、今後努力していきたいと考えております。

次に、メリット、費用面での効果ということでございますけれども、今回の議論といたしましては、サービスの向上を目指すということからスタートしております。一回目のご答弁で申し上げましたように、現在、5時半までの保育時間を延長する、また月一回の土曜日に保育を毎週実施するといったことを実施するに当たっては、経費が必要であるということから、その財源として委託を考えているというところでございます。

費用面といたしましては、サービス拡充後では、委託により一校当たり約730万円の効果があると試算しているところでございます。

次に、ファミリーサポートセンターのご質問についてでございます。

会員数が余り伸びていないのではないかというご質問でございました。この会員数の拡充につきましては、他市についても同様になかなか伸び悩んでいるということをお聞きしているところでございます。

現在、取り組みといたしまして、広報やホームページへの掲載、また通信の発行、会員登録説明会の開催、子育て支援の関係者での会議におけるPR、ブログを開設しての周知などをしております。

援助を受けられておられた会員で、子どもが小学校を卒業された場合には、今度は、援助会員として援助する側に回っていただくような形での登録を依頼する働きかけも行っているところでございます。今後も会員数の拡充に向けて周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 総務課にご質問いただきました正門のオートロックに係ります影響について、お答えをいたします。

オートロックを設置したことにより、地域の方からの大きな不満等の声は、特には届いておりません。

また、学校に遅れて登校する生徒につきましては、当初は、とまどい等もあったと聞いておりますけども、ボタンを押せないからといって登校ができなくなったとか、登校する時間が大幅に遅れたというようなことは、特に聞いておりません。

今は、生徒にも、学校の対応等にも慣れも出てきたこともあり、オートロックにか

かわることでの大きな影響等はないと伺っております。

続きまして、教育指導研修事業におきます自転車交通安全教室を今後どのように考えていくのかという点について、お答えいたします。

スタントマンによる実演については、一定役割はこれで終えたのかなと思っており、これをもとに、今後は学校で交通安全の指導に生かしていきたいと思っております。今回のスタントマンの実演等により、中学生は事故の原因、事故の衝撃、恐ろしさ、事故のメカニズム等も理解できたと思われまので、今後は保健の授業はもとより、校長の講話や学年集会、部活動の場など、さまざまな場を通じて、今回の学習内容を振り返りながら交通安全の指導を行っていきたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 特別支援教育にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

支援を要する子どもの推移でございますが、この10年間で見ますと、まず、市内の小・中学校の児童生徒数は平成22年をピークとして減少の傾向にございます。

一方、支援学級在籍の児童生徒数は年々この10年間増加の傾向にございます。この傾向は、本市に限らず府下全域、このような状況であると聞いております。

○市来賢太郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、図書館の広域利用に関する質問につきまして、ご答弁させていただきます。

本市におきましては、平成27年6月より隣接する吹田市千里丘図書館と本市の市民図書館の間で図書の相互利用ということで、摂津市民と吹田市民がお互いの図書館を利用できるという協定を結ばせて

いただきました。こちらにつきましては、利用率等も順調に伸びておりまして、本市によりまして、利便性の向上を非常に図ることができたと考えております。

ただ、大阪府下全体で見ますと、地域の中での広域利用が、現在、進んでおります。

現在、豊能地区3市2町での広域利用、また北河内7市での広域利用、大阪市を中心とした広域利用、南河内での広域利用等、各地域での生活圏という考えの中での読書活動の向上という観点からの広域利用が進められております。

北摂におきましては、現在、広域利用につきましては実施されておりましたが、担当者レベルにおきまして、制度的な問題、またコンピューターシステムの改修の問題等の課題はございますが、実施に向けて検討しているところでございます。それらの問題点が一定整理できました段階で、広域利用の実施ができるものと考えております。

今後、広域利用が実施できますよう、推進してまいりたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

水谷委員。

○水谷毅委員 まず、総務課の安全対策事業ということで、中学校のオートロックについて、地域の反応、またやむを得ず遅刻してこられる方、生徒に関する影響についてお伺いをすることができました。これもすぐに結果が出る内容ではないと思うんですけども、アンテナを張っていただいて、地域、また生徒の心の動きをしっかりと見ていっていただくことを要望いたします。

続きまして、耐震補強事業でございます

けども、老朽化等について、たくさん課題もあると思うんですけども、トイレの改修等も大分進んでいることと思います。子どもが学校に来たくなるような環境づくりにもしっかりと力を注いでいただきたいと思っています。

あと、これは要望ですけども、今、三宅柳田小学校の多目的ホールの天井工事が行われておりますけども、この間、私も利用したんですけども、エアコンが動かなかった事象がありました。これから、非構造部材の工事も多くなってくると思うんですけども、周りへの影響も配慮しながら進めていただくことを要望いたします。

また、中学校の給食事業でございますけれども、平成28年度のさまざまなアンケートであるとか、取り組みについて、非常に理解ができる点はございます。この際、当初の30%という目標があった以上、教育委員会が一丸となって、どうすればみんなに喜んでいただける中学校給食ができるのか、総合力でしっかり考えていただきたいと思っています。

また現場に入って、生徒の意見、教職員の意見も聞きながら、給食を利用することについて、いいムードづくりをしっかりとくり上げていただきたいと思っています。

以前の文教常任委員会的时候にも、ご質問させていただいたんですけども、伸びない理由として、一週間前の予約であるとか、プリペイド形式でお金を入れておかないといけないという手続きのハードルもあります。そういう意味で、今の中学校給食を新幹線の予約で例えるなら、指定席と自由席とございますけども、今、指定席しかない状況で、それも一週間前に予約しないといけないわけですね。中学校給食で、事業者が許すのであれば、例えば、10食と

か20食とか数を決めて、その日でも利用できるようなことができないかどうか検討していただけたらと思います。

家庭においては、「きょう買い物できなかったら、あした弁当にしてみよう。」という話をしたときに、利用できる可能性があるほうが、利用者も喜ばれるのではないかと思いますので、要望とします。

続きまして、子育て支援につきまして、学童保育のことでございますけれども、部会で出ました意見を尊重していただきながら、しっかりとサービス面の充実もして、喜ばれるような内容にしていけたらと思います。

また、市内10校ありますけれども、徐々に進めていくのか一同にやるのか。また1業者であるのか複数の業者であるのか。いろんなやり方があると思うんですけれども、先進的なところをよく見ていただいて、一番いい取り組みができるように要望いたします。

続きまして、ファミリーサポートセンターの件ですけれども、開設しました10年前と保育環境というか、ニーズも随分変わってきているように思います。働く親御さんの環境、例えば、税制の面で103万円の壁、130万円の壁がありますけれども、今、見直しが検討されております。そういう意味で、今後、幅広いニーズが要求されるようになると思いますし、このまま社会福祉協議会に運営委託をして進めていくのか。また、今、市内事業者でもNPO法人も大分実績も示されているところもあります。そういった部分とも協力していただいて、さらに利用しやすいような内容に進めていただくことを要望します。

続きまして、学校教育課のオートロックについては、先ほどの説明で了解いたしま

した。

続いて、教育指導研修事業、いわゆる自転車の交通安全教室についてですけれども、スタントマンというのは非常に人気がありまして、予算も1校当たり確か約40万円かかったと思うんですけれども、場合によっては、1日で2校回っていただいたり、予算の圧縮も検討していただいて、生徒の要望も聞いて、できるのであれば、そういったインパクトの強い研修を継続していただくことを要望します。

あとは、今、歩きスマホ、ゲームなどのスマホを通じての事故もありますので、研修の中で、ときに応じてしっかりと生徒に伝わるように努力していただくことを要望いたします。

あとは、教育支援課についてでございますけれども、平成22年をピークに子どもの数が、今、だんだんと減少している反面、支援を必要とする子ども比率は上がっているというお話でございました。摂津市の教育委員会として、就学前の教育に力を入れているという面もございますけれども、就学後も含めて、課題の早期発見ができて、親御さんもしっかり受けとめて、早目にいろんな取り組みができるように各課協力していただき、支援について、さらに努力をしていただくことを要望します。

続きまして、生涯学習課についてでございますけれども、図書館運営事業に当たりまして、広域ということで、今後、北摂一円になるとか、いろいろ担当者レベルでお話を進めていただいている旨もお伺いしました。今後も有効な図書環境というか、しっかりと努力をしていただくことを要望とし、質問を終わります。

○市来賢太郎委員長　ほかに質疑はありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員　それでは、十数点質問をしていききたいと思います。

最初にですが、平成27年度は一体どんな年だったのか、平成27年度の当初予算、市長の市政運営の基本方針をもう一回読み直してみますと、平成27年度の予算のテーマが「地域と将来を担う子どもである」というようなことを市政運営の基本方針でおっしゃられて予算編成がされたと思っております。

この間、子どもの貧困の問題なども大きな社会問題になってきています。同時に、平成27年度は総合計画の中間見直しが行われ、人口ビジョンや総合戦略等の会議が行われたと。私はそれを是とはしておりませんが、人口減少時代の中で、子育て世代の減少の歯どめをかけて、他市への流入をストップして人口減少を、少しでも抑制していきたいと。自治体間、都市間の競争をあおるようなことではあるかとは思いますが、子育て支援、教育の分野というのは非常に重要であると。他市の関係とも、それから摂津市の子どもたちの成長にとっても重要なことであるということを改めて認識しながら、質問に入っていきたいと思っています。

最初に、決算書からの歳入で30ページにあります保育所の保育料でございます。

平成27年度4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートしましたので、就学前の子どもたちの通う園が保育園、認定こども園、幼稚園などという体系に変わっていきました。同時に、保育所の保育料についても、計算の基準が変わったと思っています。さまざまな制度変更が行われた中で、のスタートだったと思います。最初にお聞きしておきたいのは、私立保育料は、前年

と比べますと、2割ほど減少をしているんですね。その減少の理由を、まずお聞きしたい。

もう1点は、保育料の計算の上で、所得の区分ですね。これまで所得税額の区分によって保育料が設定されていたものが、住民税の所得割税額という所得区分が大きく変わったということなどを、保育料の計算の上でいろいろな変化があったというように思います。平成22年だったかと思いますが、税制改正によって、子ども手当の創設の財源ということもあったかと思いますが、年少扶養控除の上乗せ部分を廃止していくというようなことが行われたときに、年少扶養控除が廃止されて、課税所得が増えて税額が増えることで保育料まで上がってしまうのではないかと。そういう心配の声にこたえて、年少扶養控除の上乗せ部分は控除を、みなし適用した上で、保育料を上がらないようにしているというようなことで工夫もされてきたかというように思います。

しかし、実は、みなし適用も平成26年度末で終わったというように聞いております。平成27年度、制度が変わり、保育料の区分階層も変わるなど、いろいろ変わっている中で、保育料の値上げになる人、負担増がなかったのかについてお聞きしたいと思います。2点、保育料についてお聞きします。

次に、決算概要の中で、82ページから85ページにかけて、保育所の整備と、今、大きな問題になっている待機児童とのかかわりでお聞きをしておきたいと思えます。

最初に民間保育所の入所承諾事業を前年比で1億8,725万円と10%ほど前年と比べてアップをしております。

一方で、民間保育所等施設整備補助事業は、約5億円減少をしています。民間保育所を支援するということで、こういった施設整備補助事業などもあるかと思いますが、片や待機児童というのは非常に増えております。こうした民間保育所の支援や施設整備補助等、待機児童によっての定員増がどうだったのか。それによって、待機児童がどのように変わっていったのか。平成27年度当初の待機児童と、それから3月1日時点ですね。1年たった時点での待機児童はどのように変わったのか。新定義の待機児童と、旧定義、いわゆる自己都合の待機児童との両面で教えていただきたいと思います。

続いて、決算概要の86、87ページにあります子ども医療費助成事業と、ひとり親家庭医療費助成制度についてお伺いをしたいと思います。

子ども医療費助成事業は、前年の平成26年9月から通院医療で小学校卒業まで所得制限つきではありましたが、拡大されました。平成27年度は変化ありませんでしたが、その後、平成28年度4月からは通院で中学校卒業まで拡大されるとともに、平成26年度につけられた小学生への所得制限も配置されたということで、制度の充実が図られてきた中での、ちょうど間の年であります。平成26年から平成27年は、子ども医療費助成は制度的に大きな変化はありませんでしたが、金額、件数、対象者数が事務報告書などで見ても増えているというように認識していますが、その理由についてお聞かせください。

次に、決算概要の140ページから144ページまでにわたりまして、小学校費、中学校費の就学援助金制度についてであります。

摂津市は、就学援助金制度について認定基準をかなり低いところに設定をしてきたことで、多くの義務教育を受けている児童や生徒に学習支援を行ってこられました。子育て支援の一つとして認定率が非常に高いけれども、子育て支援として頑張ってきたという歴史がありました。その後、行革によって、所得認定基準が2年にわたって引き下げられてきましたけれども、しかし、平均の認定率については、3割ほどではないかと認識をしております。改めて、この就学援助金制度の認定率、認定者数について、前年比と比べると若干微減でありますけれども、現状の認識をお聞きしておきたいと思います。

それから、決算書の54ページ、奨学資金貸付金収入は、就学援助金制度の認定基準を引き下げたときのシフト事業として実施された私立高等学校の学習支援金、いわゆる給付型、返済不要の奨学金というようなものを実施する、所得制限は大きく引き下げられはしましたけれども、返済不要の奨学金というようなもので、スタートしたことによって、今まで利子をつけて返済をしていた奨学資金貸付金制度というのが実質上廃止されました。

しかし、廃止された後も貸付残高は残っていますから、毎年毎年、返還を受けて、それが収入として計上されていると思うんです。

前年も、平成27年度も、当初の予算、平成27年度でいいますと、収入で1,037万5,000円が組まれました。しかし、調定額が1,886万8,600円と約8割増、調定額が上がるんですね。決算額は873万4,600円、山型になる。これは、平成26年度も同じような傾向にあるんですけれども、どうしてこういった

ことが起きているのか。返済をされる方々の事情によるものなのか、どうなのか、事務手続上のことも含めて教えていただけたらと思います。

次は、概要の136ページ、学力向上推進事業について質問をしたいと思います。

先ほどもご質問がありましたように、新規事業として計上され、執行されてきたものだと思います。学力向上推進事業として530万円ですね、もう一度、配置の状況と学習プリント採点等補助員の仕事内容、学力向上にどのようにかかわっておられるのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく学力向上推進事業の中の学力定着度調査であります。先ほどもご説明いただいたように、生活や学習のアンケートは小学校1年生から6年生全学年で、学力の到達度を図る学力テストは、小学校2年から小学校6年生全学年で、国語、算数で行われているということでもあります。その定着度テストは、委託となっておりますから、摂津市教育委員会や学校の現場がテストをつくって、子どもたちにテストをさせ、それを自分たちで採点し傾向を把握して、この学年、または翌年の学年にわたしていくというのではなくて、民間業者に委託をされているもの。これは、全国学力・学習状況調査であったり、さきの一般質問でも取り上げました大阪府の中学生チャレンジテストと同じように、外部の教育産業に委ねてやってもらっているものです。小学生に対しての学力テストを外部に委ねなければ、子どもたちの日々の学習到達度であるとか、それから課題であるということとはわからないのか。私はそんなことないと思うんですけども、あえて、民間に委託して、小学校の2年から6年ま

で、6年生は学力テストが6月にもありましたね、学校の定期テストもあると思うんですけども、これをやられる理由についてお聞きをしたいと思います。

次に、いろいろ学校現場への人的な保証がされているかと思います。例えば、学習サポーターの派遣、小学校1年生の学級補助員、読書サポーター、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、いろんな制度を活用して、人数が不足している学校現場への人の配置については、本当に忙しいと言われている学校現場に対して、教育委員会が努力されていることだということに思います。

しかし、本来、子どもたちに教育したり、日々の生活指導をする先生は、正規の先生で最低限賄うとされていますが、その不足部分についても、非正規の先生などで補うべきものではないかと思うんですけども。いわゆる学校の定数、本来、正規採用の先生で賄わなければならない定数の中で、1年更新となっている非正規の講師の割合が、今、どのぐらいになっておられるのか。

これまでも何度かお聞きしてきましたけども、講師の方が欠員となったとき、次の講師を補充する募集で、なかなか人が集まらなると大変ご苦労されてきている。

これは、摂津市だけではなく、大阪府内、または全国的に大きな問題になっているかと思いますが、欠員ができて補充ができないからといって、授業や教育に穴をあけるわけにはいかないので、これはやっぱり頑張ってくださいしかないわけなんですけども、講師の欠員の状況、それから2週間以上欠員があっても補充ができなかったケースというものがあると思うんですね。平成26年度に聞いたときには大変た

くさんの欠員が生じていたとお聞きした覚えがあるんですけども、平成27年度はどうであったのか。お聞きしたいと思います。

次に、決算概要の134ページの学校部活動にかかわってです。

平成27年度は、まさに文教常任委員会でも部活動のことで勉強しようということで、部活動ガイドラインの先進的な取り組みをされている鳥取市に視察に行ってみました。中学校義務教育において、もちろん部活動は、学校生活の中でも大変大きな役割、比重も占めているものではありますが、勝利至上主義であるとか、または教員の数が少ない中で、経験していないスポーツの顧問をやるなどのいろいろな困難があって、部活動が学校と生徒、保護者の間にいろいろな摩擦を起こしたり、先生の苦労を増やしているということから、部活動のガイドラインをきちんとつくってこうというような動きが広がってきたかと思います。

摂津市についても、研究を重ねていただいて、ことし4月になりましたけれども、摂津市立中学校部活動ガイドラインが出ました。平成27年度、教育長、担当部長には一緒に視察も行っていたかと思いますが、いろいろな聞き取りであるとか、検討などされてきたというように思っています。その部活動ガイドラインを作成する上での過程と作成のメンバー、また生徒、教員、保護者、地域、外部の指導員の方等もいらっしゃると思うんですが、いろんな方の声が、どのように反映されたのか、お聞きをしておきたいと思います。

続きまして、決算概要の142ページ、小学校給食のことです。

10校の小学校の中で、調理業務の民間

委託をされているのは4校あります。平成27年度をもって、4校のうちの3校が委託先との業者との契約がちょうど切れるということで、平成28年4月から契約する調理業務の業者の選定を平成27年度に行われたと思います。その学校は、味舌小学校、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校であります。その業者選定について、お聞きをしておきたいと思うんですが、業者選定は費用だけで決める入札方法ではなくて、教育委員会が定めた幾つかの項目に配点を配分して、選定委員会がプレゼンを受けて、点数をつけ、高い点数がついたところに決定をしていくプロポーザル方式というやり方で行われました。

今回、鳥飼西小学校と鳥飼北小学校を受注した業者はプロポーザルの採点結果を公表されている採点結果の中身を見てみますと、800点満点中の642点でした。参加された三つの団体の中ではトップでありましたが、2番手の業者とはわずか3点の差しかありませんでした。それでもいろいろな項目によって配分をして合計した点数が1点でも高ければ、そこに選ばれるということではありますが、私、少し気になったのは、それぞれの配分の点数を個々に見ていきますと、その業者が2番手の業者と比べていい点数をとっておられるのは、請負金額だけなんです。請負金額が安ければ高い点数がつく。しかし、ほかに運営の実績であるとか、調理師、栄養士の職員配置の体制、アレルギー対応とか、いろいろなほかの分野については2番手となっている業者と比べると低いんですよ。この点はどうか。

特に、私が心配なのは、給食調理の現場というのは、やはり人の動きです。経験、衛生管理、さまざまなスキルが求めら

れている中、しかも民間業者に委託した際に心配されるのは、暑い湿気のある中で、夏も冬も調理をしなければいけない過酷な労働のわりに、民間業者で雇用されている方、調理員などの給料が大変安いと。これは土曜日、日曜日に一般紙の広告に求人広告が入りますけども、その求人広告の中には学校給食の調理現場というのが、ほぼ毎週のように入っていて、その金額を見ると、決して高い賃金ではありません。ですから、過酷な労働条件と低賃金によって、調理員が比較的早く退勤してしまう。やめて、次の人が入ってしまう。そういうような体制になって、経験の浅い人が入ってこざるを得ないというようなことも危惧して、これまで民間委託について、私は反対をしてきたわけですけども、職員配置の評価が大変低いんですね。そういったことから考えて、今回の結果をどのように見ておられるのか。そういった私の心配について、お聞きしておきたいと思います。

もう一つ、一緒に聞いておきますが、味舌小学校を受注した業者、800点中580点、今度は鳥飼西小学校、鳥飼北小学校のプロポーザルに参加した3団体の合計よりも低い点数で、今回、入札をされています。実は、今、心配した職員配置の評価は、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校を受注した業者よりも、まだ点数が低いんです。点数をつける選定委員のメンバーが違っているのか、違う日に行ったのか。恐らく同じ日に、同じメンバーでやっておられると想像するわけですけども、この点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

なかなかプロポーザルという入札方法というのは、判定が難しいものであるだけに、誰が見ても、公正公平、ここの業者に

頼んだら安全安心だなということがわかるような説明が必要だと思います。お答えをいただきたいと思います。

続いて、中学校給食です。

先ほどもありましたが、中学校でのデリバリー方式選択制という形での中学校給食が平成27年度6月からスタートをいたしました。平成27年度1学期終了時点で文教常任委員会にも実施状況のご報告をいただいたかと思うんです。そのときの喫食率、利用登録率、先ほどご答弁がありました平成27年度当初の平均喫食率、どういう推移になっているのか。また参考までに、平成28年度2学期も途中ですけども、1学期末の段階で結構ですので、利用登録の率、喫食率についてお聞きしたいと思います。

次に、決算概要の150ページで、学童保育についてあります。

平成27年度に各学童保育室の面積基準やクラスの単位、支援の単位とか構成する児童数、先ほどご説明いただきましたが、職員の配置状況について、どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

お聞きするのは、子ども・子育て支援新制度が始まってから、これは児童福祉法の改正だったでしょうか。学童保育事業も法律上位置づけられたこと、それから、設備及び運営に関する基準を定める条例を摂津市が設けて、その基準に沿った学童保育の運営をしていくということが求められているため、初めに確認の意味でお聞きしておきたいと思います。

次に、学校施設の施設改修や耐震工事等についてお聞きしたいと思います。

先ほどもありましたが、1点は三宅柳田小学校の多目的ホール吊り天井の工事があります。平成27年度中の工事が翌年度

へ予算が丸々繰り越しになりました。

吊り天井が落下するという事故は、地震などでいろいろな痛ましい事故が起きています。非構造部材、吊り天井は、一日も早く改修をして、安全な施設に変えていかなければならないという中で、市民文化ホールの改修が終わった後に、工事をスタートさせるということで、1年以上先送りになってしまったその原因について、お聞きをしておきたいと思います。

あわせまして、学校施設の耐震化については、先ほどのご答弁にもありましたように、平成27年度末をもって、耐震化が100%達成したということでありました。財政状況も大変だとおっしゃる中で、100%へ到達したことは大変よかったのではないかと思います。

同時に、耐震化を進める中で、数年前に学校校舎の外壁が落下するなど、老朽化の問題も指摘されて、緊急対策で、学校施設だけでなく、図書館や公民館、いろいろな施設で危険箇所を総点検して、管理者のチェックシートで安全管理をするということが建築課を中心に徹底をされたかというように思います。その点、学校の施設は大規模改修も進められてきてはいると思いますが、先ほどもお話がありましたように、築後30年経過した校舎、建物があるということですが、日常のそういう建物管理、点検等がどのようにされて、どこで集約されているのか、お聞きをしておきたい。

それと、老朽化対策、耐震工事とあわせて大規模改修も進められていて、トイレの改修も同時に行われていると認識をしておりますが、トイレの改修の進捗状況ですね。特に、和式トイレから洋式トイレへ変更していくものであるとか、床の湿式から乾式へ、衛生面を考えた改修などがあるの

ではないかと思うんですが、その点の状況について、お聞かせいただきたいと思います。

次に、概要の156ページの図書館についてです。

図書館は、いち早く民間事業者指定管理をお願いした施設でありまして、5年間経過し、新しい事業者選定ということが、平成27年度に行われ、平成28年度からスタートしました。

図書館については、早くから独自でモニタリング調査であるとか、検証会議なども行われて、インターネット上でも公開をされてきております。図書館だより、図書館年報などでも、活動の内容もかなりお知らせをされてきておりまして、モニタリングの評価がA、B、C、D、EまでのC評価がずっと続いてきたんですね。せっかく民間がいいとおっしゃってスタートしたのに、C評価ではやっぱりおかしいんじゃないかと思っていたんですが、今回初めて、平成27年度はランクBに上がったということでありました。その業者が選定委員会、プロポーザルの入札で改めて継続して選定されることとなりました。その点の現状、新たに再契約していく今の業者の改善点といいますか、CからBに上がった評価のポイントですね。どこがよかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、選定委員は5名で構成されておられると思うんですが、そのプレゼンの審査では4人で行われたというように結果報告書の中に書かれております。5人しかいないのに4人になると評点が2割減ってしまうということなんですが、それはどういうことだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、概要の136ページ、お聞きます。

いじめ問題防止対策推進事業の決算額としては、対策委員会委員の報酬4万1,400円が計上されております。事務報告や評価書などを見ますと、いじめの認知件数では、平成27年度、小学校54件、中学校31件と前年と比べると倍増をしているというように書かれておりました。文科省の通知では、いじめの認知の仕方の方をより早く、より積極的に認知に努めていくということで、早期発見や早期の対応につながっていくのだというような説明をされていますが、この認知件数の倍増と早期発見、早期対応について、具体的によかったことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、いじめ問題対策委員会が2回、いじめ問題対策連絡協議会が3回実施されたとのことでありますが、それらの組織がどのようなメンバーで構成をされて、どのような役割を果たしておられるのかについてもお聞きしたいと思います。

そして、もう一つは、いじめ防止アンケートについても、いろいろご議論されたとのことでありますが、いじめ防止アンケートをどのようなものなのか。どのような実施がされているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

あと2点お聞きしておきます。

概要154ページ、公民館事業であります。

これも先ほどもありましたように、千里丘公民館の耐震補強等工事が行われてきたということでもあります。工事が遅れて、これも繰り越しになってオープンが遅れました。ことしの春ぐらいになったかと思いますが、その主な原因について、お聞きをしておきたいと思います。

それから、耐震補強工事などの実施設計

においては、平成26年度にも734万4,000円と地質調査で28万円が計上されていて、改めて、平成27年度にも、今度は108万円の実施設計が組まれています。部署が違うのか、中身が違うのかわかりませんが、その点もあわせてお聞かせください。

次、最後になりますが、決算概要の130ページの教育委員会事業です。

教育委員会の制度が変わったということで、平成27年度に総合教育会議が開催をされたと思います。所管は、政策推進課になるかとは思いますが、市長部局と教育委員会が協議調整を行う場として持たれた総合教育会議でありますので、少しどのような内容が話し合われたのか。それから、新教育委員会の制度ですね。新教育長、それから教育大綱など、制度的に今までと違う変わった面があるかと思います。今の摂津市の状況とあわせて、今後どのように変わっていくのかについてもお聞かせください。

1回目は以上です。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します

(午後0時 休憩)

(午後0時59分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

答弁を求めます。

小林部参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、安藤委員のご質問に、こども教育課に係る部分につきまして、ご答弁させていただきます。

まず1点目、私立保育園保育料の減額の理由でございますけれども、平成27年度子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、認定こども園、また、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、地域型保育を利用される場合、利用者は施設・事業

者と契約をされ、保育料を施設・事業者へ支払うこととなりました。私立保育所を利用される場合は、市町村との契約になりますので、保育料は市町村へ支払っていただくという流れになりました。

平成２７年度、本市では、三つの保育所が認定こども園へ移行されましたので、その３園の在園児の方の保育料が市の歳入として計上しておりませんので、平成２６年度に比べまして減額となっております。

２点目の、その新制度に伴いまして、保育料の算定区分が所得税額から市町村民税額へ変わったことによる影響でございますけれども、平成２６年度までの保育料は、税法上、廃止されておりました年少扶養控除等があったものとして、所得税の再計算を行いまして、その再計算後の所得税に基づき、保育料を決定させていただいております。

平成２７年度から開始されました子ども・子育て支援新制度につきましては、年少扶養控除等の再計算は行わず、市町村民税額で決定することとなっております。

新制度におきましての保育料の決定に当たりましては、保育料審議会等でも審議をしていただきましたけれども、この影響ができる限りないような形で保育料区分、制度設計を行ってございましたけれども、一部の保護者の方については、保育料の負担が増加した方がおられました。

本市におきましては、保育料の負担が増加している保護者の方々について、子ども・子育て支援新制度に伴います軽減措置といたしまして、平成２７年４月から８月分の保育料を昨年と同じ保育料階層で決定することとさせていただきました。

今回の軽減措置の対象となる方は、公立、私立を合わせて１８７件でございました。

軽減措置の対象となる保護者の方に対しましては、お知らせと、保育料の変更申請書を送付させていただいたところでございます。提出された書類に基づきまして、４月分にさかのぼり、保育料を変更させていただいているところでございます。

次に、待機児童対策について、これまでの対策と現状でございますけれども、平成２６年度に施設整備として建て替えを行いました民間保育園２園によりますそれぞれ１０名の２０名の定員増に加えまして、２０名定員の認可保育所の分園を１箇所、平成２７年度４月に開設いたしました。

また、５月には、２０名定員の認可保育所分園１園の開設を行いまして、合計６０名の定員増を行ったところでございます。

待機児童数の推移でございますけれども、厚生労働省保育所入所待機児童数の定義における待機児童数は、平成２７年４月１日現在で３７名、平成２８年３月１日現在で１７７名、また、転園希望であったり、希望される保育所等に空きがないから待機となっている、自転車で自宅から３０分未満のいわゆる登園可能な保育所等への入所が可能であるが、入所を希望されていないなど、いわゆる私的理由を加えた待機者の方は、４月１日現在、１１３名、３月１日現在、２７３名といった状況でございます。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午後１時４分 休憩)

(午後１時５分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

答弁を求めます。

小林参事。

○小林次世代育成部参事 平成２８年４月に向けまして、小規模保育事業所１２名、認可外保育所から認可保育所への移行等

も踏まえまして、平成28年4月1日現在における厚生労働省通知の保育所入所待機児童数の定義における待機児童数は24名、私的理由による待機児童数73名を加えた97名を待機児童数として計上させていただいているものでございます。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、子ども医療費助成についてでございますけれども、平成26年度と平成27年度とで件数や金額が伸びているということでございますけれども、その理由でございます。

平成26年の制度改正におきまして、子どもの通院医療費助成の対象者を小学校就学前から小学校6年生までに拡大をさせてもらっております。この拡大時期につきましては、平成26年9月からとしておりましたので、平成26年度はこの小学生を対象とした期間が6か月間でございますけれども、平成27年度は当初からですので、通年ということで、期間が異なっております。

これによりまして、月平均の件数として、平成26年度8,843件が、平成27年度1万736件に、月平均の通院助成の金額は1,189万4,038円が1,486万1,351円に拡大しているところでございます。

なお、内訳を見ますと、通院の未就学児は、ほぼ同額でございますけれども、小学生は、ほぼ倍増となっておりますのでございます。

次に、就学援助のご質問でございます。昨年度比でどのような状況かというご質問でございましたけれども、小学校では認

定者数が平成26年度1,351人から平成27年度は1,277人に、また、認定率は29.97%から28.83%に、中学校では、平成26年度684人から平成27年度は656人、認定率では、29.51%から29.54%となっております。

認定者は、対前年度比で、いずれも減少しておりますが、中学校では分母も減少しておりますため、認定率は微増となっているものでございます。

なお、どのような認識かのご質問でございますけれども、平成24年度の改正におきまして、新たにPTA会費、生徒会費の項目を設けております。制度改正前の平成23年度の実績と比較いたしますと、1人当たりの支給額は、小学校で平成23年度が約5万6,000円でありましたけれども、平成27年度が約6万3,000円に、中学校では、約4万7,000円が約6万円に、それぞれいずれも大幅に増加してきております。

制度改正の意図としてご説明してきたように、対象となっている方については、手厚い支援になっているものというように考えております。

次に、奨学資金の収入についてでございます。予算額、調定額、収入済額、収入未済額等が大幅に変動しているのではというご質問でございましたけれども、予算額につきましては、当該年度に収納の時期を迎える金額、納期が到来するというものを計上させてもらっております。

ただ、実際には、過年度分なども含めて滞納が発生をしておりますので、それを加えて調定をさせていただいております。過年度分については、さまざまな努力をしておりますけれども、返済していただける割合が非常に低くなっているのが現状

でございまして、このような形で収入未済額が発生しているものでございます。

電話や訪問、郵送などのほか、庁内で設置しておりますコールセンターなどを活用して徴収を行ってきており、今後もさまざまな方法を用いて早期の返済を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、学童保育についてのご質問にご答弁申し上げます。

平成27年度からの児童福祉法の改正等により、市町村が事業主体となるとともに、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることとされまして、本市においても条例を制定してきているところでございます。

この中で、設備の面積といたしまして、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルとされておりますほか、児童の数としては、クラスごとにおおむね40人以下、また、職員としては、クラスごとに2人以上を配置して、うち1人は、一定の要件がある方のうち、研修に参加した方に与えられる放課後児童支援員を置くこととされています。また、クラスの人数などについては、5年間の経過措置を設けているところでございます。

現状ということですが、まず、面積につきましては、この基準におさまるように努めてはおりますけれども、本市では、入室申請の期間中に申し込みされた方については、なるべく受け入れをするということにできておまして、若干の幅を持たせて、その方々が入室していただけるような対応をできております。

児童数が大幅に増加しております摂津小学校におきましては、今年度、平成28年度においては、少人数学級をお借りするなどの対応をできておるところでござ

います。

また、クラスの人数ですけれども、現在、70人を超過した場合については、2クラスに分けるという対応をしてくているところ です。

最後に、職員ですけれども、1クラスに2人以上配置するというようにしてきており、担任を持っている正指導員については、平成27年度、平成28年度の2年間において、全員が大阪府の放課後児童支援員の研修を終える見込みでございます。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 それでは、学校教育課にかかわりますご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、学力向上推進事業のプリント採点等補助員の配置状況です。これは、平成27年度、2つの小学校に1名ずつ、各校4時間勤務する形で配置をいたしました。時間帯としては、主に、午前中を中心としております。

仕事の内容ですが、教材データベースをもとに、担任等が必要なプリント等を考え、プリントアウトいたします。それを子どもたちに取り組みさせた後に回収し、このプリント採点等補助員が採点業務を行う、これが基本的な流れでございます。

ただ、進めていくうちに多く使うようなプリント等が見えてまいりますので、時間短縮を図ることから、あらかじめプリント採点等補助員が印刷するようなことも、一部行っているところでございます。

それから、学力定着度調査をあえて小学校で行う理由についてでございます。前年度まで、当該年度の12月までの学力の定着度の状況を把握し、授業を初めとした取り組みについて検証する、そして効果の上がっているところについてはそのまま継

続し、課題として見られたところは改善策を講じる、そのようなサイクルを小学校の学年ごとでも丁寧に行うことを目的として、実施をしております。

問題作成、それから採点、集計等の作業、これもかなりの時間を要することになりますので、民間業者に委託しているところでございます。

続きまして、部活動ガイドラインについてでございます。作成の過程ですが、まず、事務局で素案を作成いたしました。それをもとに、校園長所長会にて素案の説明を行い、その後、ガイドラインの検討委員会で検討いただきました。

そして、校長会や教頭会で意見をいただいた後、中学校のPTA会長、各校の運営委員会等で意見の聞き取りを行い、部活動の外部指導者でご活躍いただいている方にも意見を聞き、本市の部活動振興相談員の視点も入れながら整えていきました。最終的に、学校の教職員の意見も集め、校長会にて最後の意見交換を行い、作成に至りました。

続きまして、いじめ問題防止対策推進事業にかかわるご質問でございます。いじめの認知件数が、非常に増加した理由は、軽微なものも計上していこうという結果のためでございました。

これによりよかった点といたしましては、教員が小さなトラブルの中でも、いじめの要素がないのだろうかというアンテナを高く張ること、以前のいじめの事案がその後どのように解消されたのかなどを詳しく見るができるようになっていくことが挙げられます。

それから、いじめ問題対策委員会といじめ対策連絡協議会についてのご質問にお答えいたします。

いじめ問題対策委員会は、学識者、弁護士、社会福祉士等、専門的見地を有する方にご出席いただき、本市のいじめ対策の取り組みについてのご意見をいただく組織でございます。

それから、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、摂津市の補導地区の協助員の方やスクールソーシャルワーカー、学校の生徒指導担当、子ども家庭センターや摂津警察など、地域の方々に参加していただき、本市の取り組みや現状を把握いただくとともに、各方面の取り組みを共有していくというねらいを持って取り組んでおります。

最後に、いじめアンケートについてです。平成27年度は、10月に実施をいたしました。市教委で作成をし、無記名、全学年を対象として実施をいたしました。内容としましては、4月からこれまでにいじめを受けたことがあるかなどのようなものを問うものでございました。

○市来賢太郎委員長 奥野参事。

○奥野学校教育課参事 続きまして、講師の割合や欠員状況等についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、定数内講師の割合でございますが、平成28年5月1日時点におきまして、小学校におきましては、5.9%、中学校におきましては、19.5%、平均をとりますと、10.6%でございます。

続きまして、平成27年度の講師の欠員についてのご質問でございますが、未配置期間が2週間以上の常勤講師は3名、同じく2週間以上未配置の非常勤講師につきましては、2名でございました。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、総務課に係り

ますご質問にお答えいたします。

まず、小学校給食の民間委託についてのご質問でございます。昨年度、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味舌小学校が更新時期ということで、金額だけではないプロポーザル方式による入札を実施させていただいております。

選定方法につきましては、審査項目の請負金額、学校給食実績、配置人員、衛生管理方針等の6項目につきまして、選定委員8名で実施をさせていただいたものでございます。

また、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味舌小学校は、同じ選定日で、選定委員につきましても同じメンバーでそれぞれ実施させていただいております。

採点結果、選定結果につきましては、公表をさせていただいております。審査につきましては、公平・公正な審査が行われたものと我々としては認識をしておるところでございます。

続きまして、中学校給食のご質問でございます。

平成27年度の喫食率の推移というご質問でございますが、平成27年度の1学期につきましては、6.5%、2学期につきましては、4.7%、3学期につきましては、3.6%、平成27年度の全体の平均喫食率といたしましては、4.7%となっております。

なお、平成28年度1学期現在ではございますが、平均3.9%の喫食率となっております。

続きまして、三宅柳田小学校多目的ホールの改修工事に伴うご質問でございます。

こちらにつきましては、平成27年度に実施する予定で、入札等も10月に指名競争入札で実施させていただきまして、業者

が落札されたところではありますけれども、その後、業者から履行ができないということで、最終的には辞退の申し出をいただきまして、その後、再度、見積書による選定ということで、提出いただいたんですけども、最終的には、見積もり合わせが不調となりました。

三宅柳田小学校多目的ホールの代替施設として、文化ホールが近隣にございますので、文化ホールの耐震工事が予定されておったということもございまして、最終的に工期の関係等もございましたので、庁内で協議をさせていただきまして、また、大阪府におきましても、交付金の繰り越しが認められるということもいただきましたので、今年度、平成28年度に繰り越したということでございます。

続きまして、耐震化につきましてのご質問でございます。先ほども申しました平成27年度で小・中学校の施設100%耐震化率、一定完了させていただいております。

以前に、図書館のコンクリート落下等が、平成23年だったと思いますけれども、発生いたしまして、その際に、施設の緊急点検ということで実施させていただきました。結果的には、特に問題はありませんでしたが、先ほども答弁させていただいておりますけれども、建築後30年以上の老朽化施設もございますので、日常の点検、これは委員からもおっしゃっていただいております、以前に建築課を中心に点検マニュアルをつくっていただきまして、学校管理職、学校の校務員等で点検、また我々事務局の職員も普段、修繕等で学校現場を回りますので目視等をして、施設の危ないところがないか、確認をさせていただいております。

緊急的に修繕を実施しないといけない

ところは、もちろん、修繕の中で優先順位をつけまして実施しているところでございます。

また、大規模改修工事、耐震工事等の中であわせて、トイレの改修工事も実施させていただいております。洋式トイレが、まだまだ入っていない学校もございますので、平成27年度から平成29年度までの3か年で、今、計画的に各トイレに最低1基の洋式トイレが入るような形で、修繕工事等もさせていただいております。

あわせて、昨年度、別府小学校におきましては、大規模改修を実施し、一部の校舎のトイレを乾式のトイレに修繕させていただいております。中学校におきましても、第一中学校、第二中学校におきまして、一部のトイレを乾式の工事をさせていただいたところでございます。

最後に、教育委員会制度の改正についてのご質問でございます。こちらにつきましては、平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築を図るために改正が行われたものでございます。

改正内容の大きな点としては、これまでの代表者である教育委員会の委員長と事務の責任者であります教育長を一本化いたしました新教育長の設置、また、首長による総合教育会議の設置というところが大きな改正点と認識しております。

平成27年度には2回、総合教育会議を開催させていただきました。5月と10月に開催いたしまして、5月、第1回につきましては、総合教育会議を開くに当たりまして、概要の説明、また、市長が教育に関する方針等を定めとなっております教

育に関する大綱の策定に向けて議論いただいたところでございます。

また、第2回目につきましては、文化スポーツ行政が市長部局に移管することについて議論をいただきました。

今年度は、11月の第11回教育委員会定例会の前に、第1回の総合教育会議を開かせていただくということで、政策推進課と調整させていただいているところでございます。

○市来賢太郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、図書館の指定管理にかかわりますご質問につきまして、答弁させていただきます。

まず、毎年行っております評価モニタリングにおきまして、平成27年度評価がB評価となった理由でございます。

さまざまな理由が考えられると思いますが、大きなものとしたしましては、平成26年度から平成27年度にかけまして、図書館の書架のレイアウトを見直しさせていただきました。

この改善によりまして、図書の蔵書量の向上及び利用者の利便性の向上を図ることができ、また、市民図書館においては、お茶などを飲みながら気楽に読書が楽しめる読書ラウンジの設置やコーヒーマシンの自動販売機の設置など、図書館の本来の機能が向上しました。また、指定管理者の自主事業といたしまして、コミュニティプラザでの出張お話し会の実施や先進的な取り組みでありますぬいぐるみのお泊まり会、手話でのお話し会、バリアフリー映画会などのソフト面の向上など、他市での指定管理や管理委託のノウハウを生かした管理運営について評価を受けたものと考えております。

また、平成28年度、新たに指定管理継

続となったことにつきまして、どういふところが改善されたかという点でございますが、平成28年4月より摂津市民図書館、鳥飼図書センター、それぞれにおきまして、開館時間の延長を図っております。

摂津市民図書館につきましては、それまで午前10時からであったものを午前9時半から開館、鳥飼図書センターにつきましては、それまで午後6時閉館でありましたものを午後6時30分まで開館という形で、開館時間の延長を図っております。

また、図書館以外での予約図書の受け取り及び返却につきまして、現在まで、平成27年度までは、千里丘公民館とコミュニティプラザの2箇所を実施しておりましたが、平成28年度から、味生公民館及び鳥飼東公民館の2館が追加されております。

現在、この2館につきましては、まだサービスが始まったばかりで、利用者数も少ない状況でございますが、今後、利用者数が増えてくると考えております。

特に、鳥飼東公民館におきましては、図書館から、かなり離れておりますので、利便性の向上が非常に図れたものと考えております。

続きまして、指定管理者の選定委員5名の委員のうち、選定当日、4人で選定した件につきましてでございますが、指定管理者選定委員会につきましては、市長部局の政策推進課で所管しておりますので、私どもで詳しい内容につきましては、聞き及んでおらないのですが、民間の委員2名、庁内委員3名の5名で構成されておまして、民間委員の2名のうち、1名の方が急なご公務のため欠席とお伺いしております。

○市来賢太郎委員長 伊部課長代理。

○伊部生涯学習課長代理 それでは、千里丘公民館耐震補強等工事が、年度を繰り越して完成したことについて、答弁をさせていただきます。

工事が遅れ、オープンが遅れましたことは、ご利用者に対して、大変ご迷惑をおかけし申しわけございませんでした。

繰り越した理由につきましては、インフラ設備の老朽化が挙げられます。当該、工事においては、本館とは別に新たに別館を増築するため、水道、下水道、電気など、既存棟の地下埋設物について試掘調査した結果、老朽化が進行しており、取替交換を要するため、同設備の更新の設計変更を行いました。

このインフラ移設は、当初、想定していなかった案件であることから、再度、実施設計を行い、工事を行ったところでございます。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 保育料の件ですが、私立保育料の2割減少の件は理解できました。

小林参事からご説明いただきました保育料計算において、年少扶養控除のみなし適用が廃止されたけれども、それによって保育料の値上げになった方は、平成27年度の4月から8月までの分は、前年同様の保育料ということで対応されたというようにございました。

そういった点については、やっぱり保育料、税制改正の影響で、入ってくる収入は変わらないのに、税金も上がるし、保育料も上がるということで、できるだけ影響がないように、子育て支援の観点から対応されたということはよかったと思うわけですが、当初、計算方法が変わることで、できるだけ値上げにならないように、影響がないような制度設計をされるとい

うことでありましたが、報告によると、187件、全体から言っても多いのか少ないのか、個々の保護者の方からしてみれば、187人の方が値上げにつながってきたということで言えば、非常に多い人数ではないかと僕は思っています。

制度設計そのものも、税制にかかわることですから、全てをカバーできるのかという点では、困難な面もあるかと思えますけれども、この制度変更によって値上げとなってしまうことは、やはり決していい制度改正ではなかったということを申し上げておきたいと思うわけです。

それでも、8月までは前年どおり保育料で保育所に通ってもらえるという努力をしていただいたことはいいんですけども、しかし、例えば、国の通知でいきますと、在園児の方については、その園児が卒園するまでの間も、引き続いて保育料を今までの保育料で、所得階層で計算をすることは可能だというような国の通知がありましたので、8月で切って9月から187件の方々は値上げになってしまっているわけですね。

それ以降も、市として、やはり保育料を据え置くというような判断はできなかったのか、自治体によって判断は違うと思いますがけれども、熊本市などでは、もちろん、いろいろ災害もあったのかもしれませんが、あったことが影響しているかわかりませんが、熊本市では、在園児がその保育園にいる卒園するまでの間は、年少者扶養控除のみなし適用されていた時代の保育料の所得階層を認めるということをやっておられるんですね。

せっかく配慮をしているのですから、半年後、上げていくということではなく、その趣旨からいったら、せめて保育園を卒園す

るまでは、その保育料で据え置くべきであったのではないかとように思いますが、もう一度その点、判断は正しかったと思われるのか、どうだったのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、待機児童、保育所の整備についてであります。平成27年度4月1日で厚生労働省定義におきますと、37名だった待機児童は、年度終わりの3月1日には177名と、140名、待機児童が増えています。

私的理屈といいますか、30分以内で通えるところで行かなければ、厚生労働省の待機児童としてはカウントしないと、これはかなりむちゃな話だなと私は思いまして、やはり希望する保育所に入れない人をきちんとした実待機児童としてカウントすべきだと思います。

旧定義でいきますと、その実待機児童は、4月1日時点で113名、最初から113名いて、結果、1年間で273名と倍以上に、平成27年度、膨れ上がりました。

最初から100名の待機児童を抱えている中で、その年の定員増は、民間保育園の60名でした。60名の定員増があったけれども、273名ということですから、もしこれがなければ、300名を超す待機児童が平成27年度、摂津市のまちにあふれ返っていたことになるということだと思います。

平成28年度のお話もしていただきました。小規模保育事業者A型、定員12名、それから、認可外から認可に移られた事業者が30名ですかね、42名という定員増ではありますけど、平成28年4月1日時点でも、既に厚生労働省の定義では24名ですけども、実際の希望する保育所に入れない待機児童は97名と、そこが出発点

になってしまっています。

42名増員されても、11月1日現在の待機児童を、摂津市のホームページで、毎月毎月、入所状況をオープンにしているのわかります。こういったオープンしていただくというのは、非常にありがたいことで、いいことだと思うんですけども、それを見ますと、平成28年の今月の1日、厚生労働省の定義でいうと、24名だったのが112名になっていますね。実際に、希望する保育所に入れない子どもも221名になっているんです。

ことし初めの子ども・子育て会議で、傍聴させていただきましたが、ことし新たに民間保育所、もしくは公立保育所で定員増を図る予定を聞いていますと、今回も小規模事業所A型ですね、定員、一番多くても19名の定員の小規模の保育所の誘致を、それでも大変なことだとは思いますが、誘致をされて、もう決まったとホームページでも載ってございましたけども、二百数十名、去年もことしも200名を超す待機児童が出てくる中で、民間保育所の施設整備での増員に頼っているだけで、本当にいいのかというのが、今、本当に問われているんじゃないかなというように思います。

お隣の吹田市でも、待機児童解消のためのアクションプランなどを設けられて、あらゆる手だてをとっておられると思うんですね。茨木市、高槻市に聞きますと、これはいいか悪いか、長期的には問題があるかもしれませんが、少なくとも公として、待機児童を受け入れる施設を設置して、待機児童解消のために暫定的でも緊急対策として行われているということを聞いています。

今、待機児童が大変多くなっている中で、

一方では、人口減少期になって、10年、20年、30年たっていくと、子どもの数も含めて、人口が減っていきますから、そうした状況を見ながら、民間保育所に全て施設整備を頼むということは、やはりなかなか困難ではないかと。将来、遠い先を見越して、経営戦略を立てられる民間の保育所が、将来的に子どもが減ってくるかもしれないというようなところに設備投資をやっていくというのは、かなりリスクを伴うことになると思います。

そうした中でも、摂津市では、かなりこの間、百数十名という定員増、民間の保育所だけでやってきていただいているというのが実態ですね。それでも、やはり待機児童は増えています。

今度、千里丘新町の約1,000戸のマンションが建ちます。その約1,000戸のマンションに対応する保育所150名というのは、計画をされておりますけれども、現段階の待機児童の解消には至っていないし、新たに保育所ができれば、今まで保育所に入れられなかったから働くのを諦めていた方々を含めた潜在的な待機児童も生まれてくるということになると思うんです。

そうしたときに、公立の立場で摂津市の子どもたちが入れる保育所を用意していく。これは、子育て支援に力を入れる摂津市で子育てができるとして、摂津市の若い世代が他市へ引っ越したり、他市から引っ越してくるというようなことでいえば、非常に大きな施策で人口ビジョンや総合戦略にもかなった施策だというように私は思うんですけども、公として、待機児童の緊急的な対応をとっていく、施設としてとっていくというようなことについての検討はされてきているのか、されるのか。

そのお考えについて、この際お聞きしておきたいというように思います。

それから、児童福祉施設整備費補助金が、当初予算から補正予算で約1,400万円ほどですか、25%減額となっておりますが、その点について教えていただきたいと思います。

次に、子育て支援課への質問で、子ども医療費助成などについてであります。昨年9月に拡大しましたから、半年分しか含まれていないということで、ことし1年通しの増加分ということで理解できました。

もう一つお聞きしておきたいのは、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の中にある入院時の食事療養費について、助成の内容、目的、額についてお聞きをしたいと思います。

次に、就学援助金の制度であります。所得認定基準を引き上げたけれども、その分の支給項目を増やして、PTA会費、生徒会費を増やしたということで、給付の金額、単価が上がりましたというようなご説明をいただきました。

この給付の種目を増やしていくという点でいえば、もう一つ、クラブ活動費もこれ、引き上げができる項目になると思うんですね。公立の中学校でのクラブ活動、やりたくても、ユニホームや道具など、さまざまな費用がかかります。

就学援助として、クラブ活動が、部活動が学校教育の一環としても位置づけられている中で、対象拡大していく必要があるのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

それから、就学援助金の支給の時期についてです。これまでも年度の最初の支給日、以前は9月に支給をまとめて、さかのぼって支給されてきました。しかし、学校でか

かる費用で一番お金がかかるのは、年度当初だと思うんですね。特に、新入学の人たちからしてみれば、制服、体操服、スリッパ、かばんであったり、柔道着であったりいろいろ決められたものを買うことが必要になってきます。

学校で聞くと、卒業生から、まだ着られるものがあつたら置いておいてとあって、就学援助金制度プラス新しく入ってきた人で、買えない、用意のできなかった人に回してあげるなどの現場でのいろんな工夫もされていると思うんですけども、やっぱり必要とされているときに必要な目的に合った就学援助金がしっかりと保護者の手元に届くようにすることが大事だと思います。この間、努力していただいて、8月支給となり、1か月、少し前倒しになってきたと思うんですけどもね。なかなか、やはり実務上の問題、困難なハードルもあるかと思いますが、現実問題として、7月に支給している自治体があつたり、東京の板橋区、3年ぐらい前のここでも紹介をさせていただきましたけども、年度当初に支給をしている自治体もあります。研究をしていただきたいということで、お願いもしてきたところであります。

改めて、初回の支給日をできるだけ早くするということについて、お考えをお聞かせいただきたいし、検討をされてきたのであれば、到達点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、学童保育についてです。摂津小学校のお話がありましたが、平成28年4月には既に150人を超してしまして、数年前に旧味舌体育館を解体した跡に、給食調理室と学童保育室、2部屋を新築しました。

しかし、その2部屋では足りなくて、今、校舎内の少人数学級の部屋を借りて学童

保育をやっているということでもあります。今後、この設備及び運営に関する基準を定める条例、摂津市が、摂津市の学童保育はこうしますと内外に示した基準となる条例では、数年後、これから5年間の経過措置はありますけれども、1クラスの単位、今、70名とおっしゃいましたけども、40名以内にしていこうということがうたわれています。

そうしますと、今でも教室が足りなくなっているような状況の学校がたくさんあると思います。施設面で、対応期間は5年しかありませんので、5年といっても、もう1年経っていますから、後4年ですよ、ね、その中で、どのように整えていくのか。

それから、新たな新制度のもとで、1年生から3年生までだった学童保育の対象が、小学校就学児、6年生まで対象に入られてきているわけですね。今回の子ども・子育て会議の検討部会の中でも、この高学年の受け入れについてもいろいろな困難はあるけども、検討していこうということが意見として述べられていると、先日、一般質問の答弁でご説明をいただいたわけでありす。

1年生から3年生だけでなく、6年生までを受け入れる、体の大きさの全然違う子どもたちを受け入れるとなると、今の施設、設備だけでいいのかなのかというようなことまで問われてくるわけでありす。

その点について、ご検討等、どうお考えになっているのか、それを進めながら、基本理念、条例の中にある基本理念を達成していくことが摂津市教育委員会に課せられている緊急的な重要な学童保育の課題だというように思いますけれども、平成27年度、平成28年度の学童保育の状況、待機児童の状況を。そして、1人当たり1.

65平米しかないとも言えなくもありませんが、それもオーバーしているところもあり、それをどう克服していくのか、お考えをお聞かせください。

それから、職員の配置ですね、正規の職員と非正規の職員。大体、支援の単位ごとに1クラスですかね、2人以上、障害をお持ちの子どもがいらっしゃる、支援を必要としている児童がいらっしゃる場合は加配としてプラスされるということで、一定の定数が決められていると思いますけども、学童保育の指導員で、現場で欠員となっているような状況はないのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

少し前にもありましたが、学校の学童保育室の設備が足りなくて、今は改善されていますけども、学童保育室、2つのクラスが離れたところにありますと、指導員の目が離れてしまうということで、子どもたちに目が行き届かなくなって、事故を起こしかねないというようなことがありました。

指導員の配置、保育室の配置によって、きちんと子どもたちを見守ってあげられるような状況になっているのかなのか、加えてお聞きしておきたいと思います。

続いて、学力向上推進事業についてです。学習プリントが、賃金が180万円、8,850円ですね。学力定着度調査委託料が385万4,580円であります。

担任の先生がプリントを印刷して、子どもたちから回収をして、丸をつけるのは先生じゃなくて賃金180万円のかけ持ちをされている方がやっている。もちろん、手が足りないということはあるのかもしれませんが、私は、これは学校の先生の仕事じゃないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

日々の学習の状況、ドリルをやってもら

ったりとか、学習の態度であったりとか、そういったものが子どもの発達を見逃さない、ちょっとした変化を見逃さないということになるんじゃないだろうかというように思うんですね。

もちろん、それもやっておられるかと思いますが、一番大事な分野のところを民間じゃないですけども、直で来ていただいている方であっても、直接の先生でない、しかも、ずっといらっしゃる補助員じゃない方が丸をつけると。

私、先生をやったことないのでわかりませんが、丸をつけながら、その答案を書いた子どもの顔を浮かべながら、ああ、この子、ここできたよとか、ああ、ここできてないとか、ちょっとした変化というのは、見られる一番大事な分野だと思うんですけど、そこをなぜこういったようなものにお金を充てていくのか。もちろん、これは大阪府の事業だったと思いますので、府のお金がついてくるということだったかと思うんですけども、その辺の疑問があります。

それから、チャレンジテストもそうですね。小学2年生から6年生まで、中学校と違って、担任の先生がずっと一日、子どもたちを見るわけですから、学習状況とか到達状況とか、ちゃんと把握をしながら授業を組み立てていくことだと私は思うんですけども、それを民間に委託するというのは、非常に私は首をかしげざるを得ないと思っています。

しかも、民間の業者が摂津市の子どもたちのテストの問題をつくって、回収をして採点をすると。採点をしたデータの蓄積、それから分析まで、もちろん、所有権は摂津市にあるにしても、その形態とか問題のあり方にして、著作権から言えば、業者に

あるわけで、また、個人情報としても、個人は特定できるかどうかわかりませんが、摂津市の学校の状況を一民間企業がデータを蓄積していくと、秘密保持のための契約を結んでおられるかもしれませんが、そんなものは、漏れてしまったら何の役にも立たないというのは、最大手の教育産業がつい最近、情報漏えいをされまして、登録をされていた顧客に対して図書券を送ってこられましたよ。図書券もらったって、情報は戻ってきませんから、大事な摂津市の子どもたちのそういう個人のデータが民間にずっと蓄積されていくということはどうお考えになっておられるのかなというのをお聞きしたいと思います。

民間の業者に委託をするわけですので、当然、業者選定というのが出てきますよね。公の仕事を委託していくわけですから、その選定は、やはり透明性、公平性が担保されなければならないと思っています。

今回の摂津市の学力定着度テスト、平成27年度が最初ですので、平成27年度、それから、平成28年度も予算組みされております。平成28年度、業者の選定、どこでやられているのかお聞かせください。

次、学校の部活動についてであります。かなりじっくり時間をかけて、ガイドラインをつくられたと思います。3回目の質問でも触れましたように、学校の部活動というのは、それぞれいろいろな思い入れがありますし、保護者にとってみても、自分の若かりし頃のいろいろないい思い入れがあって、部活動に対する思い入れも強いケースもあります。子どもたちも当然、試合になれば勝ちたいという思いで頑張ってしまうという面があります。

しかし、義務教育においての教育の一環としての部活動で成長を阻害させないよ

うに、人間関係を阻害させないように、頑張って人間関係をつくって、いろんなことを達成していく喜びを味わう、自主的な活動をやるということを学んでいくということが第一の目的だと思いますので、この部活動のガイドラインを生かした部活動がどうあるべきかということ、ガイドラインができたからといって、それをパーンと配って、読んでもらったで済ませてしまったら、非常にもったいないと思います。

いろんな考え方がありまして、いろんな価値観があります。これが答えだというようなことは、逆に押しつけるべきではないし、だけど、子どもの発達とか、日々の生活をどう応援していこうかという立場から、いろんな議論をやりながら、その指針となる学校ガイドラインとして活用してほしいと要望しておきたいと思います。

いじめ問題につきましては、アンケートなどを行われておられます。これはもうこれ以上触れませんが、対策委員会、専門的な見地の方々による政策に対する助言をいただく対策委員会、いじめ問題対策連絡協議会は、地域の方を含めて、子どもたちにかかわっている人たちと情報交換をする会だというように認識をしました。

学校だけでなく、大人の世界にもあるいじめであります。命をも奪いかねないようなものという認識を共通のものにして、引き続いてこの防止に向けてあらゆる面で努力をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、定数内講師等についてであります。平成28年、ことしの5月1日では、小学校5.9と中学校19.5%が1年更新の講師が定数の中で、学校で活躍をされていると。

もちろん、教員免許を持っておられてい

て、講師だからといって、能力が劣っているというようなことを言えるわけではないというのはよく理解をしていますが、しかし、1年ごとの更新ということは、非常に不安定な中で正規採用に向けた勉強もしつつ、しかし、学校の課題にも向き合わないといけない。本来であれば、正規の教員を増やして、正規の先生で子どもたち、学校生活を支えるということが本来あるべきではないかなというように思います。

講師の2週間以上補充のなかった常勤講師の欠員は3名、非常勤講師は2名ということでお話がありました。事前に、いただいた資料によりますと、そのうち常勤講師では2名で、非常勤講師でも2名で、最後まで補充ができなかったということだというように資料としていただいております。

それでよかったのか、お聞きをしたいと思うんですけども、そうした場合は、カバーは結局、現場にいる先生がやられることになるのでしょうか。その場合のフォロー等はどのようにされているのか。

それから、ある中学校では、学校の指導上の問題で、本来なら分けない学級を弾力運用で少人数学級をやっている学校もあると聞いているんですけども、その場合、先生の補充がないけども、クラスが増えるとなると、また現場の負担でそれをカバーしていくということになるのでしょうか。

先日、大学を卒業したばかりで電通という会社に勤めていた若い女性が、過労を原因としてみずから命を絶つと、そこに至るまで、ツイッターで自分の思いを吐露しているようなことが、非常にニュースになって、電通に捜査が入りました。

もちろん、仕事ですから、自分の仕事を責任を持ってやりたいんだと、評価しても

らいたいんだ、ましてや学校の先生は、子どもたちを目の前にして、人数がいないからといって逃げ出すわけにいかないし、頑張らなきゃいけないと。そういう思いの中で、どんどん突っ込んでいく、苦しい状態のまま突っ込んでいくことで、体や心を壊してしまうということが当然、予想されるわけではありますが、現在、その学校現場での労務管理といってしまうのか、先生には残業というのはないというように、前にお聞きしておったんですけども、何時に学校に来て、何時に帰ったかとか、仕事を持ち帰ってやったとか、日曜日にはPTAの行事に参加したとか、部活動に出ているとか、そういった学校の先生たちの労務状況管理については、どこできちんと把握されているのか。変化があったときに相談ができる診療ができる産業医がきちんと配置されているのかどうかについて、お聞きしておきたいと思います。

次に、給食についてです。評点、プロポーザルで公正に選びましたと、それはそうだと思います。私が聞いたのは、もちろん点数、合計点で決めるんだけれども、鳥飼北小学校、鳥飼西小学校を請け負った業者の評点の内訳の中で、請負金額だけがトップなんです、断トツ、点数が高くっています。あとの職員配置とか、アレルギー対応の項目の部分については、他者よりも低い状態になっていることについて、大丈夫なんですかということです。

味舌小学校を受注した業者は、さらにその鳥北、鳥西小学校を受注した業者よりも低く、職員体制も低いというような状況になっておりますが、それで大丈夫なんですかということなので、その見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、中学校給食に移ります。何度も中

学校給食については、いろいろ意見も、意見交換したり、議論をやっておりますが、平成26年から配膳室の実施設設計から工事、予約システムや調理業務委託の契約など、市の教育委員会としての公の仕事として始めたのが中学校給食ですよね。初期投資だけで8,000万円ほど使ってこられたのかなと思うんですよ。

もちろん、そこから大阪府の中学校給食導入推進補助金が三千数百万円ほどありますから、摂津市の単独の持ち出しという点では8,000万円もないかもしれませんが、きちんと教育委員会を開いて、中学校給食検討会議も開いて、保護者を巻き込み、アンケートをとり、時間をかけてやって、やるんだと決めてスタートした事業だと思うんですね。

目標は30%ですと、その30%は、当時は、学校に弁当を持ってきてない人が1割から3割ぐらいいるかなという、ざっくりとした数字をもとに目標値30%と立てちゃったんですよ。やる前から目標値を立てちゃって、30%でいくよって、ずっとそれを追求してきたわけです。私たちは、デリバリー選択制ではなく、全員給食でやるべきだと言ってきたけれども、じゃあ、その3割目指すんだったら、そのために努力してくださいと。

デリバリー選択制の中学校給食を、既に摂津市よりも先にやっている自治体がこの辺ではいっぱいあります。そういった自治体は、30%もないですよ、いいんですか、先行市の状況を聞いて、よく見て、後発市のメリットを生かして、冷たいものを温かくするなどなど、いろいろ説明をしながらスタートさせて、最初は6.5%、4.7%、3.6%、この平成28年1学期は3.7%、10分の1弱しかない。

これを、昨年の10月、11月にやったアンケートの結果、給食を頼んでない子のうちの95%はお弁当を持ってくるから、それにすっかりもたれかかって、もう大丈夫かのような姿勢でおられたら、私は「それは違う」ということを言いたいと思うんですね。

中学校給食が始まる前、8割の人たちが希望しているんです。その人たちが希望しているのは、給食を頼む前に、先にコンビニに行って6,000円以上の前払いのお金を払って、スマホで予約をして、おかずは冷たいようなものが送られてくると、就学援助金も使えない。こんな給食を考えていたわけではありませんでした。

いざ始まってみたら、デリバリー選択制というもので、「頼みにくい」、「冷たくておいしくない」、「みんなも食べていないから頼まないで」と子どもが頼む、こういうような事態がずっと1年間続いてきたわけです。

これ、まだ始まって1年だからと悠長なことを言っていると、固定化すると思うんですよ。何のために始めたのか。栄養バランスのとれた給食を成長期の摂津市の中学生にきちんと提供していくんだというところが出発点じゃなかったんですかね。そういう点で、この中学校給食をどのように考えられているんでしょうか。

先ほども、少し工夫をされるというようなお話がありました。試食会をやってみるというようなお話もありました。でも、どこも皆、試食会やっているんですよ。いろんな取り組みをやっておられるけれども、頼みにくい、みんなが食べていないものを、もう既に1年間頼まなかったものを、あえて頼むということはなくなってくるわけですね。

固定化されてしまえば、せっかく摂津市の教育委員会が時間をかけて、お金をかけて努力をして、市民の皆さんと意見は違うけれども、交流をしながら、つながりを持ちながらやってきた事業を無にしていまいかねないと思います。どうお考えか、もう一回の考えをお聞かせいただきたいと思います。本気度が本当に感じられないと言わなければいけないと、心を強くして言うてるんですけども、そう思います。どうでしょうか。

学校施設の耐震化については、100%の後の非構造部材の耐震化などもぜひ計画的に進めていっていただきたい。

それから、トイレについても、各フロアにドライ化のトイレをつくっていくということでもあります。地区体育祭など、学校というのは今、子どもたちだけでなく、地域の人たちが集まる大事な場所になってきています。地区体育祭に集まってくる地域の方々は、子どもたちと一緒に汗を流し、笑顔で楽しんでおられます。

しかし、昼休みになるとトイレに行列ができるんです。行列ができて、入ったら、和式のトイレなので、できないわと言って出てこられる方がいらっしゃる。もちろん、まずは子どもたちの施設の中、校舎の中からだと思いますが、そういった観点から、一度、学校施設内の和式のトイレ、それから、屋外にあるトイレの衛生面であったり、あと、外から見えそうだという面も一度検証していただきたいということを要望しておきたいと思います。

三宅柳田小学校の多目的ホールの吊り天井のことについては、業者の辞退であったり、見積もり合わせが不調だということで、今の建築業界の事情もあるかと思いますが、吊り天井は地震があったときには大

変危険で、凶器と化すようなものだという認識でありますから、こういった不調にならないような事前の調査であったり、事前に注意深く進めていくということができなかったのかどうか、非常に残念なところではありますが、工事が始まったということです。事故のないように進めていただきたいということを申し上げておきます。

教育委員会のことにつきましては、今度また開かれるということでもあります。当初は、教育委員会そのものを廃止するというような議論もありましたけれども、やはり教育委員会の意義といいますか、果たしてきた役割の重要性から、教育委員会が残りました。教育行政については、教育委員の合議によって物事を決めていくと、市長と一緒に、市長が設置する総合教育会議についても調整や協議の場であると、お互いに合意に達しないものについては、それぞれの範疇の中でしっかりと責任を持ってやっていくということが、国会の通知や答弁でも確認をされております。逆に言えば、今まで教育委員会が、例えば、少人数学級をやりたい、中学校給食を全員給食でやりたい、でも最大のハードルは財政やというときに、なかなか財源を持たない教育委員会側からの発信が弱いところがあったんじゃないかなというように思うんですけども、総合教育会議の中で、財政をつかさどる市長部局と調整をしながら、教育の環境を整えていくために、総合教育会議を市民や子どもたちや働く人たちにとっていい方向に運用していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、図書館についてです。5年間やってこられて、いろいろな努力もされていると、評価も上がってきたということで、私もインターネット・スマホでの予約という

のを一遍やってみたら、なかなか使い勝手もいいなと思っています。鳥飼東公民館でも、予約リクエスト表というのを入れるポストが置いてありまして、そこに入れるとそこに届くということで、入れる口が大変狭くて入れにくいんやというような要望が早速あって、業者の方がすぐさま大きくしてくれるとか、非常にフレキシブルに対応されているなというのを感じているわけですが、ただ民間の業者ということで、やはり主体は摂津市ということが大事だと思います。選定会議の中では、指定管理の5年という期間が経過したあと、次に移るときに直営に戻すというような議論はあったのかどうなのか、やはりこのまま指定管理でいくのか、その辺を教えていただきたい。

それから、司書資格を持っておられる方の比率などですね、しっかり確保されているのかについてもお聞きしておきたいと思います。

選定の場に、その図書館を管轄している部署でないところが中心となって決めるということのようなお話だったと思うんですけども、もう一度、その選定のメンバーですね、選定委員のメンバーどういったメンバーなのでしょう。本来でしたら、図書館を所管する生涯学習課、もしくは教育総務部から専門的な行政の立場に立って選定をしていくということは当然必要だと思うんですけども、今、お話聞いていたらどうも違うような印象を持ったので、もう一回、教えていただきたいと思います。

次に、公民館についてです。今度、別府公民館が廃止されて、別府コミュニティセンターとして今度オープンいたします。公民館の目的というのは、公民館が発行している公民館ハンドブックには、公民館のこ

とがちゃんと書いてあるんです。目的は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、市町村が設置をするなど、法律的なことをこのガイドブックできちんと一面に書いてですね、公民館の活用の仕方などが書かれているんですね。法的に位置づけられた市民の大事な社会教育施設であります。

別府では、この社会教育施設としての公民館は廃止をして、法的な位置づけではないコミュニティセンターにしました。しかし、公民館的な要素は残すと。要素は残るけど、法的根拠は何もない施設だということになります。これはワークショップ等で決められたことだと思うんですね。ここに、公民館を所管する生涯学習課、教育委員会としての意思とか、公民館がこういう役割を果たしていて、地域に必要なのかどうなのか、そういった議論や意思を、このワークショップなど庁内の議論の中できちっと主張されてきたのかどうなのか。それとも、公民館そのものの機能は、もう既に時代遅れになっているのか、コミュニティセンターのほうが使い勝手いいよねということで、もう黙認をして事業が進んできたのか。なぜ聞くかというと、千里丘の公民館は公民館のまま増改築しているんですね。お隣に集会場があって、その集会場の機能を公民館の横に増築をすると、そのために工事の都合で遅れたわけですが、立派なものが建ちました。公民館なんです。しかし、市民の皆さんが集う集会室的な機能も合わせ持っていて、同じ公民館であってなんでこんなに違っちゃうんだろうか

と、ダブルスタンダードじゃないかというような指摘も受けるわけですが、その点のお考えを、今後の公民館の運営にもかかわることなのでお聞きしたいと思います。

○市来賢太郎委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、こども教育課に係る部分につきまして、ご答弁させていただきます。

まず1点目、保育料の軽減措置の件でございますけれども、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に伴います保育料の階層部分、保育料の決定につきましては、保育料審議会での議論を行った上で、各階層とも保護者の負担をできるだけ少なくするという観点で、平成26年度までと同様、国基準のおおむね各階層70%といった制度設計をしているところでございます。ただ、結果187名の方が新制度施行に伴いまして、平成26年度の保育料に比べ、負担が増えているといったことで、軽減措置をさせていただきましたけれども、これは平成26年度保育料につきましては、平成25年中の所得に対する平成26年度所得税額。平成27年上半期の4月から8月分につきましては、平成25年中の所得に対します平成26年度市町村民税額ということで、同じ平成25年中の所得を対象とした比較になりますので、所得税額から市町村民税額に変わったということで、影響があった方に関しましては、軽減措置という形でとらせていただきました。

下半期分につきましては、平成26年中の所得に対する平成27年度市町村民税額でございます。これの延長をなぜしないかという点でございますけれども、新たに入所される方、また継続される方がおられますけれども、新たに保育所等に入所され

る方につきましては、新制度のもとで軽減措置を適用せずに、4月から平成27年度保育料納入をいただいております。公平・公正な負担の考え方から、保育料審議会でもご議論いただきましたけれども、9月から3月分についての保育料については、新制度に基づく保育料を皆さん方に納入していただきたいと考えているところでございます。

次に、待機児童対策としての、公立の立場としての施設検討でございます。

現在、子ども・子育て支援事業計画を立てまして、保育需要に対する供給体制を整えておるところでございます。公立保育所につきましては、国の三位一体改革によりまして、運営経費であつたり、施設の建て替えの補助制度というのが、一部を除き廃止されている中で、新たな施設整備というのは、また運営というのは困難な状況にあるのかなと一定考えております。近年、多様化する保育教育ニーズということに対応するには、柔軟かつ迅速に対応する必要もでございます。そのために、やはり民間活力を導入する中で、効率的・効果的に保育所運営をしていただくこと、また定員増を図っていただくといったことは、市全体の子育て支援、またひいては保護者支援につながるものと考えておるところでございます。ただ、公立保育所は就学前保育や教育の充実、また小学校との連携を図る上での企画立案、また実践の検証、他機関との連携協力、こういった体制はとりやすい施設であると考えております。長年培ってきました就学前教育のノウハウなどを、積極的に民間保育園に対しても発信する、引っ張っていく役割があるのかなと考えておるところでございます。

次に、民間保育所施設整備補助金の減額

の理由でございますけれども、当初小規模保育事業所A型の整備、保育所分園の整備に伴う補助金という形で、補助基準額を上限に予算化をさせていただいております。

保育所分園につきましては、当初の予算どおりの執行ではございましたけれども、小規模保育事業所につきましては選定が12月となり、施設整備が1月から3月という形の整備になりましたので、その間の賃貸料のみの補助を執行いたしましたために、不用額については減額をさせていただいているものでございます。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、安藤委員の2回目のご質問にご答弁いたします。

まず、医療費助成制度につきましてでございますけれども、子ども医療については、子どもの健全な育成、それからひとり親家庭費医療については、生活の安定と健康の保持というのがそれぞれ目的であるということで、条例に規定されているところでございます。

平成27年度の実績につきましては、子ども医療は1,048件、金額にいたしまして394万3,985円。ひとり親家庭費医療は36件、14万1,500円の金額ということになっております。これは食事療養費の金額でございます。

それから、就学援助についてでございますけれども、クラブ活動費などの項目についての実施についての考え方ということでございましたけれども、新たに費目を立ち上げることになった場合につきましては、当然のことながらその財源が必要となってくるところでございます。どのようにしてその財源を生み出すのかという課題が発生してきますので、議論をして

いく必要があると考えております。

次に、支給時期の問題等についてでございますけれども、本市につきましては、以前は、受付を5月の中旬から行って、課税決定が行われる6月以降に認定の作業を行いまして、7月にその通知をさせてもらうという流れをとっておりました。現在では、入学式の当日から受付を行いまして、確定申告書の控えや、また源泉徴収票などをもとに、4月中に認定の作業を行っておりまして、課税決定前の時期の5月に、認定の結果をお伝えするというような形で、学校における徴収金などの経済的な負担を軽減するように努めているところでございます。そのような形で、これまで努力をしてきておりまして、支給時期については、今、実施してきている8月ということで、こういう形になってくるかと思っております。

次に、学童保育についてでございますけれども、クラスの人数や高学年保育についての考え方ということでございましたけれども、先ほども委員からもございましたように、摂津小学校においては、児童数増加に伴いまして、校舎を増築するということになっておりまして、学童保育室もこれに伴ってどのような形で確保できるかというのを調整しているところでございます。

全体的な取り組みといたしましては、もしも学校内にプレハブを建築するといったことになってきた場合については、1教室で1,000万単位の財源が必要になってまいりますし、また校庭等のスペースが少なくなるといった問題もございます。影響は小さくないと考えております。学校により状況は異なることもございます。また、少人数教室の配置であったり、以前からご

要望いただいております小人数クラスのお話もございます。施設面や学習面からも、さまざまな検討が必要となつてまいるかと思えます。教育委員会として、いろんな調整をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、指導員が欠員になっている状況はないのかというご質問でございましたけれども、補助の指導員については、固定した方を継続して配置ができていない学校もございました。ただ、そのような場合には、指導員が体調不良などでお休みをされるときに配置する代替指導員を充てまして、不足する状態にならないように努めてきたところでございます。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 それでは、学力向上推進事業に係りますご質問にお答えいたします。

まず、丸つけを含め、学習状況をチェックすることについては、教員の役割ではないのかというご質問ですが、委員がおっしゃるように、学習状況のみならず、定着度それから取り組みの様子、子どものその日の心の状態に至るまでの状況を把握するということは、担任と教員の役割だと考えております。ですので、多くのプリントですとか練習ノート、またミニテスト等、さまざまな機会を通じて、教員が子どもたちの学習状況をチェックしております。それらの取り組みは、当然、全ての学年で評価する上で必要なことですので、これまでも取り組みを続けてきたことを、しっかりとこのプリント採点等補助員が配置された学校につきましても行いつつ、このデータベースのプリントの丸つけにつきましては、補助員が採点した後、担任等が確認をして、その内容で間違っている箇所はどこ

なのか、それから書けていない場所はどこなのか等を確認し、学習状況の把握を行っているところでございます。

続きまして、学力定着度調査についてでございます。小学校は、中学校のような定期テストを行っているということはほとんどございませんで、単元テストという各単元が終了するごとにテストを行い、それをもとに評価をつけることがベースとなっております。随分前に学習したその既習事項等が身についているかどうか、それらを把握する上で、この学力定着度調査は必要だと考えており、現在実施しているところでございます。

それから、個人データの件でございます。個人の調査結果については、委託業者と学校が所有することになります。委託業者が、個人情報情報を漏らすことがあっては当然いけませんので、仕様書において委託業者がプライバシーマークの取得企業であることを条件にするとともに、個人情報情報の保護誓約書ですとか、従事者名簿とその契約書を交わすことで対応しているところでございます。

業者選定につきましては、今年度は経年比較を行う必要があったため、昨年度の業者と随意契約を結びました。昨年度の委託業者を決める際には、プロポーザル方式にて審査をいたしました。プロポーザル方式を用いて業者選定を行ったことにより、公平性・透明性の確保に努めた次第でございます。

○市来賢太郎委員長 奥野参事。

○奥野学校教育課参事 それでは、講師の欠員等につきまして、再度のご質問にお答えいたします。

まず、平成27年度、先ほど申し上げました、未配置期間2週間以上の常勤講師と

非常勤講師の数ですが、それぞれ3名と2名でございます。委員がおっしゃった2名と申しますのは、その中で最後まで配置できていなかった講師ということになるので、おっしゃった数字のとおりでございます。

続きまして、講師や教員等がいない間のカバーやフォローはどうしているのかというご質問ですが、管理職がリーダーシップをとって学校体制を組み、その時間授業に入らない教員が指導を行うなど、各小・中学校で工夫した対応を行っております。

また弾力的運用についてですが、教職員の定数については、学級数で決められております。ですので、弾力的運用を各校で行うとしましても、もともとの定員は変わりませんので、学校長が各教員の担当学年や、所属等を決定して運営するということになります。

最後ですが、教職員の勤務時間につきましては、勤務時間管理者である学校長が、勤務時間管理簿などを通して実態把握に努めているところでございます。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、小学校給食に係ります、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

鳥飼西小学校、鳥飼北小学校の選定結果について、評点の内訳の中で、今回決定いたしました業者の請負金額が点数でいえばトップで、それ以外の項目については、次点その次の3位の業者のほうが高いのではないかとといったご質問がございました。我々、この業者の選定、プロポーザルの選考につきましては、もちろん市教委で定めております仕様書、また選定基準を満たしていることが当然前提として、先ほど申させていだきました学校給食の委託

実績であったり、職員配置、衛生管理方針等に6項目について審査をさせていただいたところでございます。この委員が、8名の委員によって選考させていただきまして、1人の委員が100点の持ち点で8人、800点満点で評価をさせていただいたところでございます。特にその中でも、我々としては重視する採点項目といたしましては、職員配置や衛生管理方針、こちらについては、配点を厚く設定させていただいております。実際に、その職員配置でいいますと、今回選考させていただきました業者、182点ということで3位ということになっております。また衛生管理方針も125点ということで、次点ということではございますけれども、ほかの2者と比較いたしますと、当然8人の合計点でございますから、若干、差は生じておりますけれども、遜色ない結果であるというように考えております。

最終、トータルでの総合点で判断したときに、請負金額がほかの2者よりも優位にあったということで、結果的にはそのほかの請負金額以外の採点項目で少しずつ差はついておるんですけれども、総合点としてはそのような結果になったということでございます。

味舌小学校につきましても、衛生管理方針、業務運営方針、またその他、例えば、保証会社の状況等、その部分では3者の中ではトップということでございます。こちらも総合的に判断させていただき、そのような結果になったということでございます。ですので、先ほどお問い合わせいただきました職員配置につきましても、他者と比較してそう違いはなかったと。結果的には、1名であったり2名の差があったことで低くつけられた委員もいらっしゃったかな

とは思いますが、給食の業務の運営上必要な人数は確保しているという判断をさせていただいたところでございます。

続きまして、中学校給食に係るご質問でございます。

先ほども申しました当初の目標30%に対しまして、平成27年度の実績でいきますと、平均4.7%ということで、我々が掲げております目標値から少し遠い数字になっておるのが現状でございます。ただ、昨年10月から11月にかけてアンケートとらせていただきました。その中で、一度でも何らかの形で利用したことのある生徒の割合で言いますと13%から16%ですね。あと、そのような延べ利用率で申しますと、我々として、毎日食べていただくことが、食育の観点からも有効であるとは考えておりますけれども、やはり家庭の事情によっては、毎日お弁当をつくっていただくのが難しいご家庭もあろうかと思っております。そのような家庭の負担軽減のためにも、利用していただくというあり方も一つの選択肢であらうかと考えております。

今後、このアンケートの結果を踏まえまして、我々が考えておりました当初の70%から80%が家庭からのお弁当、残りの20%、学校によっては30%近い弁当以外の方、コンビニ弁当であったりパンや菓子パン、ジュース等で済ましておられる生徒も中にはいらっしゃるというようなことも聞いておりますので、そのような方に対して、安全で栄養バランスのとれた給食を提供していくことを考えていきたいと思っております。なかなか、1年経過いたしましたして、数字として喫食率で申しますとそのような厳しい状況ではございま

すが、先ほど申しました献立の改善、行事食を毎月取り入れたり、小学校の給食と同じ献立を入れたり、先ほど申しました生徒からのリクエスト献立というような形で、いろいろ業者とも相談しながら、また事務局の栄養士、学校配置の栄養職員とも協議しながら進めておるところではございます。

一定、保護者の方には試食会を実施しておるんですけれども、現在、生徒の方への試食会というものは実施しておりませんので、なかなか条件等難しいところもあるかと思うんですけれども、そのような形で、実際に子どもにまず食べていただいて知っていただくというような努力が我々にとっても求められているものと感じておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、教職員の方の健康管理についてのご質問の中で、昨年度、労働安全衛生法の改正がございました。その中で、学校現場に特に影響のある心理的な負担の程度を把握するための検査ということで、ストレスチェック制度が導入されております。この制度を利用させていただくことで、状況、健康面等把握させていただいて、また必要によっては、医師による面談等も受けていただくような制度が設けられたということで、健康管理に気をつけておるところでございます。

○市来賢太郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、生涯学習課にかかわる部分につきましてご答弁させていただきます。

まず、図書館の指定管理の件でございますが、選定委員会におきまして、直営に戻すというような議論がなされたかという件でございますが、直営に戻すという議論は行われていないと記憶しております。

また、委員のメンバーでございますが、先ほど申し上げましたように、5名の選定委員のうち、2名が民間、いわゆる外部の委員、3名が庁内委員となっております。民間の委員につきましては、1名が税理士、もう1名が大学教授となっております。残り3名が庁内委員でございますが、総務部長、市長公室長ともう1名が施設所管の部長となっております。これによりまして、専門的な見地からの部分は担保されていると考えさせていただいております。

続きまして、図書館の司書職員の比率につきましてでございますが、まず指定管理者の募集要項及び基本協定書におきまして、司書職員の比率につきましては、65%以上と明記させていただいております。こちらにつきましては、毎月、職員名簿をご提出いただきまして、そのうちの司書職員の比率を毎月ご報告いただいておりますが、ほぼ7割以上を満たすという形で、現在運営をしていただいております。また、現行の指定管理者におきましては、司書資格を持っていない職員におきましても、司書資格を取るような補助制度があるということで、実際にこの5年間の中でも、数名の方が新たに司書資格を取得されたとお伺いしております。

続きまして、別府コミュニティセンターの件でございます。まず、別府公民館からの機能継承として、その地域におけます社会教育の向上というものがございます。そのため、決して別府コミュニティセンターになったからといって、社会教育が外れてしまいか、不用だというような判断しておらず、今後とも別府地域における社会教育の向上につきましては、これまで以上にすべきであると認識しております。

そのための手段といたしまして、現状別

府公民館に勤務しております2名の社会教育指導嘱託員につきましては、別府コミュニティセンターにおきましても、指定管理者とは別に配置いたしまして、これまでどおりの社会教育関係業務に携わっていただきます。主な内容といたしましては、社会教育系の講座の企画運営・開催。また、利用団体への指導・助言。その他社会教育関係の業務を行うことによって、これまでどおりの公民館における社会教育の継続、またさらなる向上を図ることになるかと考えております。

また、先ほどお話にもありました千里丘公民館の件でございます。こちら、千里丘公民館につきましては、増築改築、または新築するなど、当初いろいろと検討いたしました。その中で、公民館の増築という形でしか建築確認がおりないという制約がございました。そういった点から、現状におきましては、あくまで公民館の別館という扱いとせざるを得ないという状況でございました。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 保育料については、いろいろご説明をいただいたんですけども、国の通知が、現に在園児について卒園までは認めるようというような通知も出されていると、自治体によってはそういった対応をとっていると。その保育料の計算となる所得は、前年の分だということ、というのは意味合いはわかります。意味合いはわかりますけれども、保育料の負担を増やさないようにするという子育て支援の観点から、在園児については緩和的な措置を卒園までは持ってあげようというような形で、そういった通知もあえて出されているわけで、国は子育て支援という立場から、摂津市が独自の立場で取ることも可能だった

のではないかなと思います。この点については、最初の4月から8月の部分は据え置いてもらったけど、そのあとについては少し残念だったなということは申し上げておきたいと思いますが、今後の保育所、認定こども園、いろいろと施設形態も変わってきておりますけども、まずはその子育て支援でニーズ調査やったときにも、保護者の方々が何を行政に臨むのか、いつも上位にあるのは、やっぱり経済的な負担の軽減というのは上位にあります。いろいろなソフト面での援助も本当に大事なことです。ありますけども、今の経済状況、子育て世帯が置かれている状況からして、働きながら子育てをしている人たちを応援するという点では、保育料を上げないということが大事だと思います。そのことは私意見として申し上げておきたいと思います。

次に、待機児童、保育所整備であります。民間のほうがフレキシブルに機動的にということ、そういう一面もありますよね。意思決定も早いこともあると思います。一面、ただ一方では非常にリスクもあるということは、私たちはこの間に何度か経験もしてまいりました。言うまでもなく、正雀の保育所の民営化をめぐっては、不測の事態というようなことになりました。その辞退した事業所が予定していた分園も、中止になったわけですから、これまで民間がかなりいろいろな部分で、摂津市の保育分野では民間の保育所のやってきていただいた役割というのは非常に大きいというのは私も認めますし、そのとおりだと思いますが、それを上回るような待機児童の増大の中で、民間だけにそういったことを任せとおいていいのか。将来的に子どもの数が減ってくるときでも、公立としてその施設をどうするのか、いろいろな形で考えてい

くことが、逆に言えば、可能なわけで、柔軟的にいろいろな施設を考えられるという点、ここは公立のよさだというようにも思っております。そういう点で、緊急的な目の前の待機児童をどうするんやということを、今、本当に問われていると思います。今後も待機児童は増え続けていきます。そんな中で、やはりきちんとした議論をすると、安威川以南のところまでバスで連れていくというような提案も先ほどもありました。ただ、保育所はゼロ歳児からおりますから、そういう子どもたちをバスに乗せていくということも含めて、それから親が小さい子どもを預けるのに、子どもが1日過ごす施設ではないところに子どもを連れていくと、子どもの保育をしてくれる人じゃない人が受け取る、連絡等もできるのかどうなのかというような問題もあると思います。その辺は、またいろいろと考えていただいたと思いますが、基本はやはり公設で基準の整った保育施設を暫定的でもとにかく検討していくことが大事だと思います。私は意見として申し上げておきたいと思います。

次に、子ども医療費の助成制度で、食事療養費の金額・件数についてお話をいただきました。子ども医療費の食事療養費は、平成27年度で400万円弱ぐらい、394万3,000円だったですかね。平成27年度は394万3,000円、345万円は平成26年度決算の数字ですので、増えています。子ども医療費助成の対象年齢も拡大し、所得制限もなくなったと。いざ病気になって入院したとき、いろいろお金も必要だと、医療費を補助されるのは保険診療ですから、保険外のための費用というのは、やっぱり差額ベッド代等々いろいろかかってくる中で、治療と一体化され

ている病院の食事の援助をしてきたというのは、非常に子育て支援という立場、この子ども医療費助成制度の性格からいっても意にかなった政策であったと思っています。残念ながら、廃止となる議案が平成27年第4回定例会において可決されましたが、平成28年第1回定例会において議員提出の議案で、非課税世帯は対象となったということではありますが、大きなお金が動いている中の、約400万円弱ぐらいの子どもが本当に入院して大変だというときに、資料にもかかわるような食事代、赤ちゃんのミルク代も同じようにかかるわけですから、こういったものに負担を押しつけていく、せっかくよくなった制度の中で、一番しんどいときの負担が増やされるということは、私は摂津市のこの判断としたら、これは大きな間違いを犯したんではないかなと私は思っております。

同じく、ひとり親家庭医療費助成の食事療養費、入院食事療養費、ひとり親家庭については、この制度を利用するためには所得制限が確かありますね。所得制限を受けていて、なおかつ住民税の非課税世帯しか、お医者さんに行って入院をしたときの食事代の補助は受けられないということで、これもなかなか冷たい仕打ちじゃないかなと、個人的な感想ですよ、思います。金額的な問題でいったときには、非常に何とかなるものではないかと、ぜひ検討を。なくしたすぐあとに復活ということができるとはどうか分かりませんが、子育てを応援する、困ったときに寄り添ってあげられる、助けてあげられる、それが摂津市だよということをアピールしていくのが、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会の中で理事者の方々が声を大にしておっしゃっていたことでもありますので、それを教育

委員会の施策の中に生かしてほしいと思います。

次に、就学援助金のことです。支給時期を早めるというのは、それだけ事務方の仕事が増えるということでもあるわけなんです。新入学の方は難しいにしても、進級される方にとったら、前年度末からずっと就学援助金を受けていて大きな変化がなければ、暫定的に手続をとっていくということも可能ではないかと。現にそれやっておられる、もちろんいざ5月、6月に前年の収入が確定したときに、所得が上回ってお金をもらえないんですということでも返してもらえないといけないようなケースというのは出てくる、そういったリスクはもちろんあります。そういったことも乗り越えてやっておられる自治体があるということをご紹介をさせていただいて、ぜひ議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、学童保育であります。欠員が生じないように、指導員も配置されているということでもあります。同時に、いろいろ施設整備をやっていると思うと、かなり大きな金額がかかるというのはそのとおりだということに思います。今の学校施設の容量であるとか、置かれている環境であるとか、財政的な問題とか、そういった面が決して簡単なものではないというのはわかります。しかし、平成27年度に、そういった施設が必要だということを摂津市が決めたんですよ。市がこういった条例で、学童保育というのはこうあるべきですと書いて掲げた条例なんです。それをお金がかかるから困難ですっていうたら、じゃあ条例は何という話にしかならないことです。そこは、やっぱりしっかりと前向きに検討していく必要があると、いろいろ

工夫をする必要があると思います。だから、私は民間委託を急いでやっている場合じゃないと、公の摂津市が学校の中で放課後の子どもたちの居場所をどうするべきなのか、今求められている延長保育の拡大とか、土曜保育の毎週実施ということはもちろんのことですけれども、1クラス70人、60人、50人という状態では、だめだよってというのは摂津市の条例が示唆しているわけであるわけですから、高学年の就学児を対象にしたというのも条例に書いているわけで、そこには基本理念が第3条で書かれているわけで、国がつくった法律に合わせろと押つけられているものではなくて、摂津市が自発的につくった条例ですので、もちろん参考にされてやっておられることはあると思うんですけど、子ども・子育て会議というきちんとした活発な議論を経てつくられた条例で、議会も我々賛成しました。議会としても承認をしている条例ですので、その条例に規定された施設の基準を一日も早く、猶予期間がありますから、その中でどうクリアしていくのかということ、ちゃんとやっていかなければならないというように思っています。

一般質問でも申し上げましたけども、学童保育というのは、子どもたちと日常的に生活の場として相対するものですから、運営の主体は市町村です。実施主体についても安定的な雇用で、不祥事があったからやめますわというようなところじゃだめなわけですね。ほかの事業が失敗して、経営が苦しくなったから引き上げますということではだめなわけで、安定的な経営をやられるようなところじゃないとだめだと。なかなかそういったところを探し出す、今難しいんじゃないかなと思いますし、

指導員は指導員で、子どもとの継続的な関係を安定的に結んでいくということが求められている。地域の実情もよく熟知していて、学校の先生や地域や保護者の方々との連携も図れるような、しっかりとした資格要件を満たした方が求められているということであります。非常にハードルの高いところに、今、学童保育事業というのはきているわけで、今までの学童保育も、決してほかの自治体の学童保育と比べて低いとか悪いとか言うてるわけでは全然ありませんし、よく頑張っていたと思っていますし、保護者の方は今の学童保育の先生に助けられたというような方が、学童保育部会の中で保護者の代表の方もそういうことをおっしゃっているわけで、胸を張れるサービスやっておられるとは思いますが、さらにその上をいくことを摂津市が条例として決断したわけですので、それに向けて議論をやっていただきたいと申し上げておきます。

次に、学力向上推進プランについてでございます。丸つけ云々については、やっぱり人がいるということだけでもマイナスということではないと思うんです。ただ、学力向上推進事業で、もっとほかのほうにシフトができるのではないかなということを思いました。学力定着度調査については、どんなに守秘義務といっても、情報は漏れてしまうとあきませんね。その業者の選定についても、1年目はプロポーザルでやられました。しかしプロポーザルだからといって、これ公平ということでもないわけですね。一体何者でやられたのか、選定の基準はどうだったのかということは、これは明らかにされていませんからわかりませんが、公平性・透明性は当然、担保されなければいけないし、それを説明

していく責任は一方ではあるということをお願いしておきたいと思います。しかも、これは随時、経年変化を見るためだったら、最初決まったらずっとそこです。そこに癒着等が生まれるということで、学校での業者テストそのものについてはやらないと、抑制できなくなるというようなことが以前そういう方針が下されたというように、詳しくはわからないんですけども聞いているんです。そういったことがあるにもかかわらず、幾つもの業者テストが現状、今、学校現場のほうに入り込んできていると、そういった情報が一体どこに使われているのかさえ検証することもできないということでは、だめだと思います。

チャレンジテストの問題で、一般質問でも議論をしましたがけれども、真の学力をつけるために先生たちが頑張っておられる時間をつぶして、業者テストに頼るとするのは、おかしいなと思っております。学力テスト、定着度テストは、中止すべきだと私は思います。意見を申し上げます。

教職員の講師のいろいろな問題であります。講師不足であったり、欠員が埋まらないというような状況というのは、恐らく担当の方も本当にしんどいお話だと思います。もちろん現場も本当に大変だと思います。これはもう、何より教職員や現場の先生の数を増やすしかないんですね。国の財務省は、3万人の教職員をまた減らすというようなことを言っていると、現場のことが何で伝わらないんだろうなと思って。ぜひ教育長いろいろな場所を通して発言もしていただけたらと思うんですけども、こういうことこそ、総合教育会議の中で摂津市全体のものにしていく必要があるのかなというように思っております。先生たちや学校現場の職員の方々の健康などのチ

ェックなども、校長先生が見るというのはもう以前からそうやってお聞きしとったんですけど、一生懸命にあしたの子どもたちの授業のために遅くまでやっている人を、校長先生が「帰りなさい。」ということと言えるのかどうなのか、それにちゃんと先生が答えられるのか、会社員でも同じですよね、自分が責任持たされた仕事についてきちんとしたシステムがなければ、なかなか難しいことたくさんあると思うんです。そういう点では、学校の先生の職場というのは、そういったシステムがあるようでないんじゃないかなという感じを受けるんですけども、多忙化解消のために人を増やすこと、それから現状少ない人数でカバーをしあって汗を流し、体を壊さないように頑張っている今の現場の状況について、教育長から見解・意見をお聞きしておきたいと思います。

給食については、もうこのぐらいにしておきたいと思うんですけども、小学校民間委託でいろいろな矛盾、これまでも何度も言うてきています。先ほども言いました、低賃金の中で重労働をすることによって、調理員や補助員の方がころころ変わってしまう、問題も起きやすいということがあるといことも指摘しましたし、手取り足取り指示を栄養士がすればするほど、それは委託ではなくて、請負ではなくて、もう直接雇用しなければいけない、偽装請負ということになるわけで、非常に矛盾のあるものだと思いますので、その点もう一回改めて申し上げておきます。

特に心配なのは、アレルギーの状況です。民間委託事業者の事業の様子を、これまで教育委員会が検証会議というのを毎年やってこられていました。去年からですか、4校民間委託校になって、去年から1年に

2校ずつとか、2年に1回検証するという事になったとお聞きしました。先日、その検証会議の議事録等写しを資料請求させていただいて、見せていただいたんですけども、年を経るごとにいろいろ、こなれてきているという面がある一方で、例えば、アレルギーの給食を担当の先生に手渡しをしなければいけないのを、調理員が目を離れたときに手渡しでなく持って行ってしまった、そこに間違いを起こす可能性があるということで、検証会議の中できちんと指摘をして、そこは直されるというように思うんですけども、検証をきちんとやっていくと。それは、現場の調理員だけではなくて、担任の先生や、学校全体や、子どもたち全体が一体となって理解をしていくということが求められていますので、そういった点でいっても、やっぱり民間委託になって直営で一緒に取り組んでいくことが私は必要だと思います。アレルギーの問題では、いろいろな問題も起きかねません。アレルギーの対応のガイドライン等もまとめられてきたということでありますので、命にかかわる問題として、しっかりと対応をしていただきたいと思います。アレルギー問題については、また違う場所で議論していきたいと思います。

中学校給食については、まずは、きちんとした検証をしながら、事実に基づいてきちんとやっていくと。学校で弁当を持ってくる子は何のぐらいいるんだろうか、コンビニ弁当で済ましている子はどのぐらいいるんだろうか、週のうちの1日か2日を何も食べてない子がどのぐらいいるんだろうか、これ学校現場でお話聞けばわかるようなことではないかなと思うんですね。これは先生が忙しいから、一緒に給食を食べたりとかいうことできないのか

もしもかもしれませんが、少なくとも今の状況を打開していく上で、現状どうなんだろうかと、30%の目標値はあると、でも30%に何も固執するわけではなくて、本当に届かなければいけないところに届いているかどうかというのを見ないといけないと思うんです。経済的な問題を抱えている家庭の状況、いろいろ抱えている問題もあると、一つひとつ調べていったらプライバシーにかかわるというような意見もあるかもしれませんが、そこは学校と保護者の方とかが、きちんと信頼関係を持ちながら、相談に乗りながら、対応していきながら実態を把握していくと、それにきちんとした処方せんを打つようなことしないと、これはなかなかせつかく始めた中学校給食が目的達成に近づいていくのは難しいんじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。これも、要望としておきますので、よろしくお願いします。

次に、図書館については、今、選定委員のメンバーを教えてください、担当所管の部長が参加されているということがわかりました。少なくとも、その図書館の業務を理解している方が選定に携わらなければならないというのは、当然のことで、図書館を指定管理者にするときの議論も、主体は摂津市ですと、摂津市が責任を持って図書館の運営をチェックしていきますという答弁の中で、指定管理者を選定していったというような経過がありますが、専門的な知識や業務に通じている人がモニタリングや選定をしなければ、モニタリングの意味がありませんので、今後またモニタリング等続けていかれるかと思いますので、ぜひそういったモニタリングをしっかりやっていただきながら、市民の皆さんの声も生かされるようにしていただけたら

と思います。要望としておきます。

次に、公民館についてです。別府と千里丘と、コミセンになった別府と、公民館のままの千里丘と違うのは、千里丘は用途地域によって公民館を壊して新しいものは建てられなくて、公民館の附属施設だからオーケーだというような、そういう建築の制約のもとでということだというようなご説明でした。ただ、今後、ほかの公民館もあるわけですね。老朽化も進んでいくこともあるでしょうし、バリアフリー求められていることもあると思うんですけども、今後の公民館は、建築上の問題・制約さえなければ、別府と同じように公民館的な機能を持って、職員も同じように、ただ法的な位置づけはないけども、公民館的なものでいくんだよというようなことになるのか、その辺はもうどのように整理されているんでしょうかね。そこを教えてください。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午後3時13分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、別府コミュニティセンターに関しまして、別府公民館等の施設の将来的な考え方につきまして、ご答弁させていただきます。

公民館、コミュニティセンター、それぞれ長所短所等ございます。本市におきましては、さまざまなリソースが制限されている以上、それぞれの建物を、個別に建てていくのは難しいものと考えており、今後につきましては、恐らく複合化、多機能化という考え方が避けられないのではないかと考えております。

そのような中で、この別府コミュニティ

センターにおきましては、公民館、コミュニティセンター、集会所、それらの機能を合わせ持った、摂津市独自の新しい施設のあり方を一つ示しているのではないかと考えております。

我々といたしましても、この別府コミュニティセンターにつきましては、今後の運用、地域からの評価、そういったものを考えまして、これが一つのモデルケースとして、今後の摂津市の公共施設のあり方の一つの指針となるのではないかと考えています。

今もって、早急に答えを出すことは難しいとは思いますが、これらの別府コミュニティセンターの今後の運営を注視いたしまして、また公民館のあり方についても、今後検討していきたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 現場の教員定数の問題についてのご質問にお答えしたいと思います。委員からご質問ございましたように、やはり、今、現場の教員ですね、非常に多忙を極めているという実態はございます。生徒指導の問題であるとか、さまざまな問題があります。私自身は、そういうのはやっぱり学校でしっかり頑張ってもらいたいなと、生徒指導的にしんどいから先生を増やすということではなくて、やっぱりそこは学校努力で頑張ってもらいたいところはあと思っています。

一方で、やっぱり文部科学省がですね、例えば小学校英語、今まで全く小学校で英語を教えてこなかったのを、急に小学校5、6年生で英語というものを教えなさいとか、あるいは特別支援教育についての考え方も文部科学省が大きく変更しました。そういう、教職員定数を配置している文部科学省の方針で変えた以上は、やはりそれに

ついての人員についてもきちんと配置をしていただきたいというように私は強く思っております。

この件につきましては、どの市町村も同じ考え方でして、大阪府の都市教育長協議会で要望書を取りまとめて、たまたまですけども、今週の金曜日に大阪府に対する要望、それからまた文部科学省に対しての要望書の提出もしております。私ことし教職員定数の部会の部会長ということでなっておりますので、その機会を利用して、しっかりと我々の思い、あるいは学校の先生方の思いを、府教育委員会あるいは文部科学省に伝えてまいりたいと思います。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 いろいろ質問にご答弁をいただけてまいりました。今、教育長からお話がありました。やはり、子どもたちに真の学力を身につけていく、今のこういった社会環境のもとで、家庭環境やら社会環境やら、いろいろ困難を抱えている子どもたちにも、よくおっしゃられる生きる力をつけていくというためには、学校がゆとりを持って子どもたちに接せられるような状況をつくらないといけないと思っています。

とりわけ子どもの数が減っていく中で、少人数学級を実現していく、進めていく上ではこんなにもいい機会はないと思います。国に教員を増やしていきなり、または新しい取り組みに対して、きちんとした人を配置してほしいということ、仮にですが少人数学級のための教職員採用を増やしていく、それがだめなら摂津市独自でも頑張るということ、ぜひやってほしいということ申し上げておきたいと思います。

質問を終わります。

○市来賢太郎委員長 それでは、本日の委

員会はこの程度にとどめ、散会します。
(午後 3 時 4 4 分 散会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

文教常任委員長 市 来 賢太郎

文教常任委員 安 藤 薫